

表3-3-11 環境騒音測定結果表(市町村測定分)
一般地域(道路に面する地域以外の地域)

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	1	奈良市	鳥見町4丁目	H24.12.10	A	46	37	○	○	○
2	201	2	奈良市	学園大和町5丁目	H24.12.12	A	45	35	○	○	○
3	201	3	奈良市	六条2丁目	H24.12.12	A	47	37	○	○	○
4	201	4	奈良市	西登美ヶ丘7丁目	H24.12.10	A	43	32	○	○	○
5	201	5	奈良市	東登美ヶ丘1丁目	H24.12.10	A	44	32	○	○	○
6	201	6	奈良市	右京3丁目	H24.12.10	A	46	35	○	○	○
7	201	7	奈良市	南京終町5丁目	H24.12.12	C	49	43	○	○	○
8	201	8	奈良市	西九条町2丁目	H24.12.12	B	50	41	○	○	○
9	201	9	奈良市	四条大路3丁目	H24.12.12	A	46	36	○	○	○
10	201	10	奈良市	法蓮西町	H24.12.12	A	46	39	○	○	○
11	201	11	奈良市	南永井町	H24.12.12	B	42	37	○	○	○
12	201	12	奈良市	南紀寺町2丁目	H24.12.12	A	45	37	○	○	○
13	201	13	奈良市	あやめ池南3丁目	H24.12.10	B	44	35	○	○	○
14	201	14	奈良市	西大寺南町	H24.12.10	C	52	44	○	○	○
15	201	15	奈良市	奈良阪町	H24.12.10	B	47	37	○	○	○
16	201	16	奈良市	芝辻町4丁目	H24.12.12	C	52	46	○	○	○
17	203	1	大和郡山市	北郡山町132-1	H24.11.29	C	46	43	○	○	○
18	203	2	大和郡山市	北郡山町528-47	H24.11.29	B	35	33	○	○	○
19	203	3	大和郡山市	柳4丁目25	H24.11.29	C	46	40	○	○	○
20	203	4	大和郡山市	矢田山町29-11	H24.11.29	A	42	35	○	○	○
21	203	5	大和郡山市	新町741-1	H24.11.29	B	47	33	○	○	○
22	203	6	大和郡山市	小泉町1678-1	H24.11.29	A	47	34	○	○	○
23	203	7	大和郡山市	小泉町東二丁目3-3	H24.11.29	C	53	45	○	○	○
24	203	8	大和郡山市	今国府町764	H24.11.29	C	47	33	○	○	○
25	203	9	大和郡山市	筒井町957-3	H24.11.29	C	59	54	○	○	○
26	203	10	大和郡山市	柏木町127	H24.11.29	B	45	33	○	○	○
27	204	1	天理市	川原城町(神明神社付近)	H24.11.8	C	47	36	○	○	○
28	204	2	天理市	三島町(三島公会堂付近)	H24.11.8	A	49	41	○	○	○
29	204	3	天理市	石上町(石上児童館)	H24.11.8	C	47	45	○	○	○
30	204	4	天理市	勾田町(天理教玉島舘所付近)	H24.11.8	C	57	51	○	×	×
31	204	5	天理市	中町(中町会館)	H24.11.8	C	41	37	○	○	○
32	204	6	天理市	嘉幡町(二階堂公民館)	H24.11.8	C	49	46	○	○	○
33	204	7	天理市	二階堂上ノ庄町(西中学校西側)	H24.11.8	C	48	39	○	○	○
34	204	8	天理市	杉本町(おやさと19号館北側広場)	H24.11.8	A	42	36	○	○	○
35	204	9	天理市	田井庄町(児童公園付近)	H24.11.8	C	50	39	○	○	○
36	204	10	天理市	西長柄町(長柄第二街区公園)	H24.11.8	B	49	37	○	○	○
37	204	11	天理市	西長柄町(天理銘木センター西側)	H24.11.8	C	53	36	○	○	○
38	204	12	天理市	櫛本町(白川台公園)	H24.11.8	C	44	43	○	○	○
39	204	13	天理市	櫛本町(櫛本公民館)	H24.11.8	B	47	41	○	○	○
40	204	14	天理市	柳本町(板通公民館付近)	H24.11.8	B	50	29	○	○	○

関係資料
第3部

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
41	204	15	天理市	遠田町 (ふるさと園付近)	H24.11.8	B	51	38	○	○	○
42	205	1	橿原市	白橿町2-6 (阿弥陀児童公園横)	H24.11.12	A	47	34	○	○	○
43	205	2	橿原市	川西町74 (県営橿原団地中央集会所前)	H24.11.12	A	45	39	○	○	○
44	205	3	橿原市	上飛騨町57 (日高山団地内)	H24.11.12	B	47	36	○	○	○
45	205	4	橿原市	畝傍町9-1 (市保健福祉センター前)	H24.11.12	C	48	36	○	○	○
46	205	5	橿原市	久米町860 (県営橿原野球場南側)	H24.11.12	C	53	41	○	○	○
47	205	6	橿原市	法花寺町537-13 (緑ヶ丘住宅内公園)	H24.11.12	C	50	43	○	○	○
48	205	7	橿原市	十市町650 (箱塚荘園内)	H24.11.12	C	43	38	○	○	○
49	206	1	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	42	41	-	-	-
50	206	2	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	51	45	-	-	-
51	206	3	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	50	43	-	-	-
52	206	4	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	48	41	-	-	-
53	206	5	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	46	41	-	-	-
54	206	6	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	50	37	-	-	-
55	206	7	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	51	44	-	-	-
56	206	8	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	47	44	-	-	-
57	206	9	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	41	36	-	-	-
58	206	10	桜井市	大字下り尾819 (最終処分場)	H24.11.8	-	41	38	-	-	-
59	209	1	生駒市	鹿ノ台西1丁目 鹿ノ台中央公園	H24.11.19	A	46	34	○	○	○
60	209	2	生駒市	ひかりが丘3丁目 ふれあい公園	H24.11.12	B	52	44	○	○	○
61	209	3	生駒市	高山町 高山サイエンスプラザ	H24.11.19	C	48	41	○	○	○
62	209	4	生駒市	真弓3丁目 真弓中央公園	H24.11.19	A	44	36	○	○	○
63	209	5	生駒市	あすか野北1丁目 あすか野森の広場	H24.11.12	A	49	39	○	○	○
64	209	6	生駒市	生駒台北 生駒台北第2公園	H24.11.14	A	52	34	○	○	○
65	209	7	生駒市	俵口町	H24.11.14	B	51	41	○	○	○
66	209	8	生駒市	光陽台 光陽台中央公園	H24.11.14	A	44	34	○	○	○
67	209	9	生駒市	辻町 桜ヶ丘小学校	H24.11.14	A	46	38	○	○	○
68	209	10	生駒市	元町1丁目 たけまるホール	H24.11.12	C	46	41	○	○	○
69	209	11	生駒市	山崎町 山崎浄水場	H24.11.14	B	48	40	○	○	○
70	209	12	生駒市	中菜畑1丁目 中菜畑第1公園	H24.11.14	B	44	37	○	○	○
71	209	13	生駒市	東生駒3丁目 東生駒南第2公園	H24.11.14	A	51	41	○	○	○
72	209	14	生駒市	緑ヶ丘 緑ヶ丘第1公園	H24.11.14	A	44	34	○	○	○
73	209	15	生駒市	さつき台1丁目 さつき台第2公園	H24.11.14	A	54	42	○	○	○
74	209	16	生駒市	壱分町 晴光台集会所	H24.11.14	B	50	36	○	○	○
75	209	17	生駒市	萩原町 生駒南中学校	H24.11.14	B	53	44	○	○	○
76	209	18	生駒市	萩の台3丁目 萩の台第2公園	H24.11.14	A	53	38	○	○	○
77	210	1	香芝市	磯壁1丁目1050-2 (香の池 南側路上)	H24.11.30	B	45	40	○	○	○
78	210	2	香芝市	鎌田438-1 (鎌田墓地・公園)	H24.11.30	A	47	45	○	○	○
79	210	3	香芝市	別所967 (別所公民館前)	H24.11.30	B	42	40	○	○	○
80	210	4	香芝市	白鳳台1丁目14 (白鳳台集会所)	H24.11.30	A	44	41	○	○	○

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
81	210	5	香芝市	旭ヶ丘2丁目5 (旭ヶ丘近隣公園)	H24.11.30	A	50	44	○	○	○
82	210	6	香芝市	関屋北6丁目6 (せきや青葉台会館)	H24.11.30	-	44	38	-	-	-
83	210	7	香芝市	高山台3丁目14 (郡ヶ池近隣公園駐車場前)	H24.11.30	A	46	41	○	○	○
84	210	8	香芝市	逢坂1丁目374-1 (香芝市総合福祉センター)	H24.11.30	B	44	40	○	○	○
85	211	1	葛城市	東室63-2	H25.3.29	B	51	52	○	○	○
86	211	2	葛城市	柿本46-6	H25.3.29	C	47	46	○	○	○
87	211	3	葛城市	北花内676-2	H25.3.29	C	45	44	○	○	○
88	211	4	葛城市	新町347-2	H25.3.29	C	47	46	○	○	○
89	211	5	葛城市	忍海252-2	H25.3.29	B	55	54	○	×	×
90	211	6	葛城市	大屋211-1	H25.3.29	A	44	36	○	○	○
91	211	7	葛城市	長尾199-20	H25.3.29	A	44	42	○	○	○
92	211	8	葛城市	當麻1388-3	H25.3.29	-	44	37	-	-	-
93	212	1	宇陀市	大宇陀小附1184 (カンデ山公園)	H24.12.18	C	42	36	○	○	○
94	212	2	宇陀市	大宇陀下竹171-40 (山田米穀店付近)	H24.12.18	C	53	46	○	○	○
95	212	3	宇陀市	大宇陀下出口2263 (センター松山)	H24.12.18	B	45	39	○	○	○
96	212	4	宇陀市	大宇陀拾生1871-1 (福祉会館)	H24.12.18	B	53	54	○	○	○
97	212	5	宇陀市	菟田野古市場1263 (菟田野保育所)	H24.12.17	C	48	42	○	○	○
98	212	6	宇陀市	菟田野岩崎 (オンジ山児童公園)	H24.12.17	B	41	42	○	○	○
99	212	7	宇陀市	榛原篠築 (白樺台公園)	H24.12.19	C	41	36	○	○	○
100	212	8	宇陀市	榛原ひのき坂 (ひのき坂古墳公園)	H24.12.19	A	42	35	○	○	○
101	212	9	宇陀市	榛原天満台西 (大和富士ホール)	H24.12.19	A	49	40	○	○	○
102	212	10	宇陀市	高萩台 (近鉄榛原駅北)	H24.12.19	C	55	46	○	○	○
103	361	1	川西町	結崎30-5 (フレックスパーク)	H25.1.9	A	48	38	○	○	○
104	361	2	川西町	結崎598-1 (出屋敷公園)	H25.1.9	B	54	46	○	○	○
105	361	3	川西町	結崎1598-1先	H25.1.9	C	56	50	○	○	○
106	362	1	三宅町	石見99-1 (石見第2児童公園)	H24.11.29	B	49	46	○	×	×
107	362	2	三宅町	屏風44-41 (第2東屏風児童公園)	H24.11.29	A	39	46	○	×	×
108	362	3	三宅町	伴堂520	H24.11.29	B	42	45	○	○	○
109	427	1	河合町	高塚台第3公園	H25.1.24	A	48	52	○	×	×
110	427	2	河合町	高塚台1-4-1	H25.1.24	C	54	49	○	○	○
111	427	3	河合町	高塚台まほろばホール	H25.1.24	A	60	54	×	×	×
112	427	4	河合町	星和台1-2-17	H25.1.24	C	51	52	○	○	○
113	443	1	下市町	大字下市235	H24.10.9	C	46	48	○	○	○
114	443	2	下市町	大字新住825-1	H24.10.9	A	48	43	○	○	○
115	443	3	下市町	大字阿知賀1821-1	H24.10.9	B	45	35	○	○	○

表3-3-12 環境騒音測定結果表(市町村測定分)
道路に面する地域

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	車線数	環境基準類型	近接空間	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等						昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	1	奈良市	佐保台西町	H24.12.10	一般国道24号	4	C	1	58	52	○	○	○
2	201	2	奈良市	柏木町	H24.12.12	一般国道24号	4	C	1	69	66	○	×	×
3	201	3	奈良市	二条大路南三丁目	H24.12.10	主要地方道奈良生駒線	4	B	1	67	63	○	○	○
4	203	1	大和郡山市	美濃庄町	H24.11.29	国道24号	4	-	1	68	66	-	-	-
5	203	2	大和郡山市	下三橋町	H24.11.29	国道24号	4	C	1	69	66	○	○	○
6	203	3	大和郡山市	藤原町	H24.11.29	県道奈良・大和郡山・斑鳩線	2	B	1	67	61	○	○	○
7	205	1	橿原市	葛本町	H24.11.12	国道24号	2	C	1	69	66	○	×	×
8	205	2	橿原市	五井町	H24.11.12	国道166号線	2	C	1	70	65	○	○	○
9	205	3	橿原市	菖蒲町	H24.11.12	県道多武峰見瀬線	2	A	1	65	57	○	○	○
10	208	1	御所市	大字蛇穴390	H25.2.13	一般国道24号	1	B	1	75	72	×	×	×
11	209	1	生駒市	鹿ノ台北2丁目	H24.11.19	市道鹿ノ台中央大通り線	2	A	0	61	55	×	○	×
12	209	2	生駒市	ひかりが丘1丁目	H24.11.12	市道高山北田原線	1	B	0	65	57	○	○	○
13	209	3	生駒市	北田原町	H24.11.12	国道163号	2	C	1	73	72	×	×	×
14	209	4	生駒市	北大和5丁目	H24.11.19	市道押熊真弓線	2	A	0	63	58	×	×	×
15	209	5	生駒市	北大和1丁目	H24.11.12	市道真弓芝線	2	A	0	66	57	×	×	×
16	209	6	生駒市	白庭台2丁目	H24.11.12	市道奈良阪南田原線	2	A	0	71	62	×	×	×
17	209	7	生駒市	真弓3丁目	H24.11.19	市道奈良阪南田原線	2	A	0	70	63	×	×	×
18	209	8	生駒市	あすか野北2丁目	H24.11.12	市道西村線	2	A	0	67	59	×	×	×
19	209	9	生駒市	生駒台南	H24.11.14	市道俵口上線	2	A	0	65	60	×	×	×
20	209	10	生駒市	俵口町	H24.11.12	県道奈良生駒線	4	B	1	74	71	×	×	×
21	209	11	生駒市	辻町	H24.11.12	国道168号	4	C	1	70	62	○	○	○
22	209	12	生駒市	谷田町	H24.11.12	県道生駒停車場宛木線	2	C	1	67	62	○	○	○
23	209	13	生駒市	東生駒1丁目	H24.11.14	市道大谷線	2	A	0	70	66	×	×	×
24	209	14	生駒市	元町1丁目	H24.11.12	県道生駒停車場宝山寺線	2	C	1	59	54	○	○	○
25	209	15	生駒市	中菜畑2丁目	H24.11.14	国道168号(老分バイパス)	4	B	1	67	60	○	○	○
26	209	16	生駒市	東生駒1丁目	H24.11.14	県道大阪枚岡奈良線	2	B	1	70	65	○	○	○
27	209	17	生駒市	さつき台2丁目	H24.11.14	市道菜畑壱分線	2	A	0	67	60	×	×	×
28	209	18	生駒市	萩の台3丁目	H24.11.14	市道壱分乙田線	2	A	0	64	58	×	×	×
29	210	1	香芝市	五位堂2350(五位堂駅北側ロータリー)	H24.11.30	真美ヶ丘幹線	2	C	0	55	52	○	○	○
30	210	2	香芝市	真美ヶ丘6丁目4(香芝高校交差点)	H24.11.30	中和幹線	4	A	1	65	59	○	○	○
31	210	3	香芝市	旭ヶ丘1丁目31(旭ヶ丘団地東入口交差点)	H24.11.30	国道168号線	2	C	1	63	61	○	○	○
32	210	4	香芝市	穴虫98-1(奈良中央信用金庫前交差点)	H24.11.30	中和幹線	4	B	1	62	52	○	○	○
33	210	5	香芝市	下田西1丁目1450(下田交差点)	H24.11.30	国道168・165号線	2	C	1	60	49	○	○	○
34	211	1	葛城市	北花内172-2	H24.11.12	国道24号	2	B	1	70	67	×	×	×
35	212	1	宇陀市	榛原萩原	H24.11.8	国道165号	2	C	1	67	61	○	○	○
36	361	1	川西町	結崎830-49先	H25.1.9	県道天理・王寺線	2	A	1	64	58	○	○	○
37	424	1	上牧町	服部台4丁目	H24.9.13	西名阪自動車道	4	B	1	59	57	○	○	○
38	427	1	河合町	西穴閣	H25.1.24	県道大和高田斑鳩線	2	B	1	62	61	○	○	○

※近接空間について位置する場合は1、そうでない場合は0とする。

表 3-3-13 工場振動に係る特定施設

施 設 名		規 模 又 は 能 力 等
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であるもの
圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉋物用	破 碎 機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩 碎 機	
	ふ る い	
	分 級 機	
織 機		原動機を用いるもの
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上であるもの
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であるもの
コンクリート柱製造機械		
木材加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上であるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3-3-14 工場振動に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分 昼間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜間 （午後 7 時～翌日午前 8 時）
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	60	55
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域	65	60

（注） 学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の 50m の区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。

区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。

なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-15 特定建設作業及び規制基準（振動）

特定建設作業	(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 (3) 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。） (4) ブレーカ（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）		
規制基準 （敷地境界線上）	振動レベル （敷地境界）	75 デシベル	
		第 1 号区域	第 2 号区域
	作業時間帯	午前 7 時～午後 7 時	午前 6 時～午後 10 時
	作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
	作業期間	当該作業の場所において連続して 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日		

（注） 基準には除外規定がある。第 1 号区域・第 2 号区域は、表 3-3-7 のとおり。

なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-16 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌日午前 8 時)
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	65	60
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	70	65

(注) 区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。

表 3-3-17 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町の全域

(2) 規制基準

① 敷地境界線（法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分		
	一般地域	順応地域	その他の地域
ア　ン　モ　ニ　ア	1	2	5
メ　チ　ル　メ　ル　カ　プ　タ　ン	0.002	0.004	0.01
硫　化　水　素	0.02	0.06	0.2
硫　化　メ　チ　ル	0.01	0.05	0.2
二　硫　化　メ　チ　ル	0.009	0.03	0.1
ト　リ　メ　チ　ル　ア　ミ　ン	0.005	0.02	0.07
ア　セ　ト　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.05	0.1	0.5
プ　ロ　ピ　オ　ン　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.05	0.1	0.5
ノ　ル　マ　ル　ブ　チ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.009	0.03	0.08
イ　ソ　ブ　チ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.02	0.07	0.2
ノ　ル　マ　ル　バ　レ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.009	0.02	0.05
イ　ソ　バ　レ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.003	0.006	0.01
イ　ソ　ブ　タ　ノ　ー　ル	0.9	4	20
酢　酸　エ　チ　ル	3	7	20
メ　チ　ル　イ　ソ　ブ　チ　ル　ケ　ト　ン	1	3	6
ト　ル　エ　ン	10	30	60
ス　チ　レ　ン	0.4	0.8	2
キ　シ　レ　ン	1	2	5
プ　ロ　ピ　オ　ン　酸	0.03	0.07	0.2
ノ　ル　マ　ル　酪　酸	0.001	0.002	0.006
ノ　ル　マ　ル　吉　草　酸	0.0009	0.002	0.004
イ　ソ　吉　草　酸	0.001	0.004	0.01

- (注) 1 この表において ppm とは大気中における含有率が百万分の一をいう。
 2 一般地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。
 3 順応地域とは、2 及び 4 に規定する地域以外の地域をいう。
 4 その他の地域とは、2 に規定する地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域に指定されている地域をいう。

② 排出口（法第4条第1項第2号の規制基準）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第2条に規定する方法により算出して得た流量

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q：流量 (Nm³ / 時)

He：補正された排出口の高さ (m)

Cm：①に掲げる規制基準の値 (ppm)

(補正された排出口の高さが5 m未満となる場合は適用されない)

③ 排水水（法第4条第1項第3号の規制基準）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に規定する方法により、排水水中の濃度を算出する

$$C_{Lm} = K \times Cm$$

C_{Lm}：排水水中の濃度 (mg / l)

K：係数で、下の表を参照 (mg / l)

C_m：①に掲げる規制基準の値 (ppm)

特定悪臭物質名	排水水量 (m ³ / s)	K の 値
メチルメルカプタン	0.001 以下	16
	0.001 以上 0.1 以下	3.4
	0.1 以上	0.71
硫 化 水 素	0.001 以下	5.6
	0.001 以上 0.1 以下	1.2
	0.1 以上	0.26
硫 化 メ チ ル	0.001 以下	32
	0.001 以上 0.1 以下	6.9
	0.1 以上	1.4
二 硫 化 メ チ ル	0.001 以下	63
	0.001 以上 0.1 以下	14
	0.1 以上	2.9

表 3-4-1 環境基準水域類型指定状況

水 域	範 囲	類型	達成 期間	環境基準点	告 示	
大 和 川	大和川上流	桜井市初瀬取入口より上流	A 生物 B	イ イ	初瀬取入口	S.45.9.1. 閣 議 決 定 生物について H.18.6.30. 環 告 示
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から 大阪府堺市浅香山まで	C 生物 B	ハ イ	藤 井	
	佐保川(1)	三条高橋より上流	B	ロ	三 条 高 橋	
	佐保川(2)	三条高橋から大和川合流点まで	C	ロ	額田部高橋	S.54.2.23. 県 告 示
	秋篠川	全 域	C	ハ	佐保川合流点前	
	菩提川	全 域	C	ハ	佐保川合流点前	
	曾我川(1)	高取川合流点より上流	C	イ	曾我川橋	
	曾我川(2)	高取川合流点から 大和川合流点まで	C	ハ	小柳橋	S.55.6.6. 県 告 示
	葛城川	全 域	C	ハ	枯木橋	
	高田川	全 域	C	ハ	里合橋	
	布留川(1)	みどり橋より上流	A	イ	みどり橋	
	布留川(2)	みどり橋から大和川合流点まで	C	ハ	大和川合流点前	
	寺川(1)	立石橋より上流	A	イ	立石橋	S.57.2.23. 県 告 示
	寺川(2)	立石橋から大和川合流点まで	C	ハ	吐田橋	
	飛鳥川(1)	神道橋より上流	A	イ	神道橋	
	飛鳥川(2)	神道橋から大和川合流点まで	C	ハ	保田橋	
	岡崎川	全 域	C	ハ	大和川合流点前	
	富雄川(1)	芝より上流	B	イ	芝	
富雄川(2)	芝から大和川合流点まで	C	ハ	弋鳥橋	S.58.2.22. 県 告 示	
竜田川	全 域	C	イ	竜田大橋		
葛下川	全 域	C	ハ	だるま橋		
紀 の 川	紀の川(1)	津風呂川合流点より上流	A A 生物 B	イ イ	檜井不動橋	S.47.11.6. 環 告 示 生物について H.22.9.24. 環 告 示
	紀の川(2)	津風呂川合流点から河口まで	A 生物 B	イ イ	大川橋	
	秋野川	全 域	B	ハ	秋野川流末	H.5.4.2. 県 告 示
	丹生川	全 域	A	イ	丹生川流末	
	大迫ダム 貯水池	全 域	湖沼 AⅢ 生物 B	イ イ	大迫ダム ダムサイト	H.15. 3.27 環 告 示 生物について H.22. 9. 24. 環 告 示
淀 川	宇陀川上流	新大東橋より上流	A A	イ	新大東橋	S.52.2.1. 県 告 示
	宇陀川中流	新大東橋から室生ダム湖まで（本郷川、井の谷川、町並川、香酔川および池谷川を含み室生ダム湖を除く）	A	イ	高倉橋	H.5.4.2. 県 告 示
	宇陀川下流	室生ダム湖ダムサイトから三重県境まで（北川を含む）	A	イ	辻堂橋	

水 域	範 囲	類型	達成 期間	環境基準点	告 示	
淀 川	黒 木 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	中 山 川	全 域	A	イ	宇陀川合流点前	
	笠 間 川	全 域	A	ロ	宇陀川合流点前	
	芳野川上流	岩脇橋より上流	A A	イ	岩 脇 橋	
	芳野川下流	岩脇橋から宇陀川合流点まで	A	イ	木 綿 橋	H.5.4.2. 県 告 示
	宇賀志川	全 域	A A	イ	芳野川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	四郷川上流	和田井堰より上流	A A	イ	和 田 井 堰	
	四郷川下流	和田井堰から芳野川合流点まで	A	イ	岩 崎 橋	S.22.3.9. 県 告 示
	母 里 川	全 域	A	イ	芳野川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	内 牧 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	天 満 川	全 域	A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	宮 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	鰻 守 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	深 谷 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	大 野 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	室 生 川	全 域	A A	イ	島谷取水口	
	高 寺 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	仮 屋 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	滝 谷 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	室生ダム湖	全 域	湖沼 A	イ	県営水道取 水 口 付 近	
	笠 間 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ	笠間川流末	H.5.4.2. 県 告 示
	遅 瀬 川	全 域	A	イ	金 比 羅 橋	
	布 目 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域 で布目ダム湖を除く	A	イ	鷲 千 代 橋	
白 砂 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ	白砂川流末		
布目ダム湖	全 域	湖沼 AⅡ 全窒素 を除く	ハ	布目ダム湖 取 水 口	H.16.4.2. 県 告 示	

水 域	範 囲	類型	達成 期間	環境基準点	告 示	
新 宮 川	熊野川上流	芦廼瀬川合流点より上流ただし猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く	A A	イ	上野地 小原橋	S.52.12.6. 県 告 示
	熊野川下流	芦廼瀬川合流点から和歌山県境まで	A	ロ	二津野ダム 湖取水口	
	北山川上流	池原ダム湖ダムサイトより上流 ただし池原ダム湖を除く	A A	イ	北山大橋	
	北山川下流	池原ダム湖ダムサイトから下流で奈良県 の区域に属する水域	A A	ロ	小口橋	
	洞 川	全 域	A A	ロ	持影橋	
	川原樋川	全 域	A A	イ	川原樋取水口	
	猿谷ダム湖	全 域	湖沼 A※	ロ	猿谷ダム湖 取水口	
	風屋ダム湖	全 域	湖沼 A※	ロ	風屋ダム湖 取水口	
	池原ダム湖	全 域	湖沼 A	ロ	池原ダム湖 取水口	
坂本ダム湖	全 域	湖沼 A	ロ	坂本ダム湖 取水口		

- (注) 達成期間 「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成
暫定目標 5年以内で可及的すみやかに達成
類 型 「※」は、SSについてのみ1月～6月及び10月～12月B-ロ、7月～9月C-ロ

表 3-4-2 水質汚濁に係る環境基準

〔水質汚濁に係る環境基準について昭和 46 年環境庁告示第 59 号〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
ひ 素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4 - ジオキサソ	0.05 mg/ℓ 以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(2) 生活環境保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く）

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN / 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN / 100 ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN / 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特 B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。

LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

② 湖沼(天然湖及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸 菌群 数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN / 100ml 以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN / 100ml 以下	
B	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—	

(注) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作

または、前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該 当 水 域
		全 窒 素	全 リ ン	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に 掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下	水域類型ごとに 指定する水域
II	水道 1 級 水産 1 種 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	
III	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	
IV	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に 掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	
V	工業用水 2 級 環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）

水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ) 河川のイ) に同じ

表3-4-3 地下水質測定結果総括表 (平成24年度)

項目名	概況調査数	検出数	うち基準値超過数	継続監視調査数	検出数	うち基準値超過数	環境基準値	最大検出濃度
カドミウム	69	5	0	0	0	0	0.003	<0.001
全シアン	69	0	0	0	0	0	ND	<0.1
鉛	71	10	3	0	0	0	0.01	0.098
六価クロム	69	0	0	0	0	0	0.05	0.02
ヒ素	69	15	0	1	1	1	0.01	0.017
総水銀	69	0	0	0	0	0	0.0005	<0.0005
PCB	69	0	0	0	0	0	ND	<0.0005
アルキル水銀	0	0	0	0	0	0	ND	ND
ジクロロメタン	69	0	0	0	0	0	0.02	<0.0002
四塩化炭素	69	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	69	1	0	0	0	0	0.002	0.0003
1,2-ジクロロエタン	69	0	0	0	0	0	0.004	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	69	0	0	0	0	0	0.1	<0.0002
1,2-ジクロロエチレン	69	3	0	0	0	0	0.04	0.0093
1,1,1-トリクロロエタン	69	0	0	0	0	0	1.0	0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	69	0	0	0	0	0	0.006	<0.0002
トリクロロエチレン	69	3	0	0	0	0	0.03	0.0056
テトラクロロエチレン	69	0	0	0	0	0	0.01	<0.0002
1,3-ジクロロプロベン	69	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
チウラム	69	0	0	0	0	0	0.006	<0.001
シマジン	69	0	0	0	0	0	0.003	<0.0003
チオベンカルブ	69	0	0	0	0	0	0.02	<0.002
ベンゼン	69	5	0	0	0	0	0.01	0.0002
セレン	69	0	0	0	0	0	0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	69	66	1	5	4	1	10	22
ふっ素	69	47	0	0	0	0	0.8	0.3
ほう素	69	51	0	0	0	0	1.0	0.45
1,4-ジオキサン	69	0	0	0	0	0	0.05	<0.005

(注) ・環境基準値及び最大検出濃度 単位：mg/ℓ、ND：不検出
 例：<0.1→検出下限値0.1未満であったことを示す。
 ・アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定。

関係資料
第3部

表 3-4-4 異常水質発生状況

番号	状 況	場 所	発生年月日
1	油 流 出	大和郡山市額田部 (大和川水系大井出川)	平成 24 年 4 月 6 日
2	染 料 流 出	斑鳩町神南 (大和川水系竜田川)	平成 24 年 4 月 27 日
3	染 料 流 出	桜井市川合 (大和川水系寺川流入水路)	平成 24 年 5 月 9 日
4	油 流 出	川上村大滝 (紀の川水系大滝ダム)	平成 24 年 5 月 18 日
5	油 流 出	生駒市北田原町 (淀川水系穴虫川)	平成 24 年 5 月 16 日
6	油 流 出	奈良市大和田町、大和郡山市城町 (大和川水系富雄川)	平成 24 年 5 月 22 日
7	不 法 投 棄	安堵町窪田 (大和川水系岡崎川)	平成 24 年 5 月 28 日
8	白 濁 水	香芝市穴虫 (葛下川支川竹田川)	平成 24 年 6 月 4 日
9	油 流 出	生駒市辻町 (大和川水系竜田川支川)	平成 24 年 6 月 6 日
10	白 濁 水	天理市前裁町 (大和川水系布留川北北流)	平成 24 年 6 月 11 日
11	油 流 出	広陵町百済 (葛城川支川広瀬川流入水路)	平成 24 年 6 月 15 日
12	油 流 出	天理市備前町 (大和川水系西門川)	平成 24 年 6 月 18 日
13	赤 色 濁 水	宇陀市榛原赤瀬 (淀川水系天満川支川)	平成 24 年 6 月 25 日
14	油 流 出	斑鳩町興留 (大和川水系三代川)	平成 24 年 7 月 3 日
15	白 濁 水	生駒市北佐越 (淀川水系天野川支川)	平成 24 年 8 月 4 日
16	油 流 出	生駒市北田原町 (淀川水系穴虫川)	平成 24 年 8 月 20 日
17	油 流 出	田原本町宮古 (大和川水系かんでん川)	平成 24 年 9 月 19 日
18	油 流 出	五條市上野町 (上野公園内池)	平成 24 年 10 月 9 日
19	魚 へ い 死	大和高田市市場 (大和川水系葛下川)	平成 24 年 10 月 9 日
20	油 流 出	桜井市大豆越 (周辺水路)	平成 24 年 10 月 23 日
21	油 流 出	王寺町葛下 (大和川水系葛下川)	平成 24 年 12 月 3 日
22	魚 へ い 死	生駒市南田原町 (淀川水系宮の前川)	平成 24 年 12 月 10 日
23	魚 へ い 死	大和高田市吉井等 (大和川水系葛城川支流住吉川)	平成 24 年 12 月 21 日
24	油 流 出	桜井市初瀬 (大和川水系初瀬川)	平成 25 年 1 月 28 日
25	油 流 出	天理市勾田町 (大和川水系布留川南流)	平成 25 年 2 月 4 日
26	油 流 出	川西町吐田 (大和川水系寺川)	平成 25 年 2 月 26 日
27	油 流 出	大和高田市東中 (大和川水系高田川)	平成 25 年 2 月 28 日
28	汚 水 流 入	広陵町萱野 (大和川水系曾我川支流)	平成 25 年 2 月 21 日
29	発 泡	宇陀市榛原福地 (淀川水系宇陀川支流香酔川)	平成 25 年 3 月 2 日

表 3-4-5 浄化槽設置整備事業（奈良県浄化槽設置整備補助事業）の概要

市町村名	設置事業実施期間	設置基数	市町村名	設置事業実施期間	設置基数
奈良市	平成3年～（実施中）	1,636	曾爾村	平成2年～（実施中）	381
天理市	平成13年～（実施中）	36	御杖村	平成3年～（実施中）	500
橿原市	平成12年～（実施中）	473	高取町	平成13年～（実施中）	181
桜井市	平成17年～（実施中）	75	吉野町	平成10年～（実施中）	339
五條市	平成7年～（実施中）	673	大淀町	平成15年～（実施中）	223
生駒市	平成3年～（実施中）	1,553	下市町	平成12年～（実施中）	188
葛城市	昭和63年～平成4年	24	十津川村	平成6年～（実施中）	442
宇陀市	平成3年～（実施中）	1,502	下北山村	平成1年～（実施中）	309
山添村	平成2年～（実施中）	876	上北山村	平成7年～平成17年	183
平群町	平成2年～（実施中）	258	川上村	平成23年～（実施中）	57
斑鳩町	平成2年～（実施中）	486	東吉野村	平成6年～（実施中）	237
				計	10,632

※ 設置基数は、平成24年度末までの実績累計。

表 3-4-6 農業集落排水事業の実績

（平成25年3月31日現在）

地区名	市町村名	採択年度	完了年度	計画戸数	計画(定住)人口	備考
二階堂（小島）	天理市	昭和49年度	昭和54年度	—	—	流域下水道に接続
二階堂（合場）	天理市	昭和49年度	昭和62年度	—	—	流域下水道に接続
滝	五條市	昭和55年度	昭和58年度	37	180	
長引	奈良市	昭和59年度	昭和61年度	55	240	
尾山	奈良市	昭和61年度	平成2年度	106	515	
石打	奈良市	昭和63年度	平成3年度	140	590	
竹内	葛城市	平成元年度	平成5年度	—	—	流域下水道に接続
切幡	山添村	平成3年度	平成7年度	55	240	
三ヶ谷	山添村	平成4年度	平成7年度	69	230	
椿尾	奈良市	平成5年度	平成13年度	(64)	(294)	中畑地区に接続
香東	吉野町	平成5年度	平成8年度	93	303	
中畑	奈良市	平成6年度	平成13年度	314	1,235	椿尾を含む
藤井	天理市	平成6年度	平成8年度	28	120	
田原	奈良市	平成7年度	平成16年度	444	1,455	
南部	宇陀市	平成8年度	平成13年度	—	—	公共下水道に接続
長滝	天理市	平成8年度	平成10年度	32	120	
東部第1	奈良市	平成9年度	平成18年度	670	1,796	
福貴畑	平群町	平成9年度	平成19年度	95	347	
広瀬	山添村	平成11年度	平成12年度	45	150	
福住	天理市	平成13年度	平成19年度	543	1,457	
東部第2-1	奈良市	平成16年度	平成21年度	289	1,520	
萱原・仁興	天理市	平成19年度	平成22年度	86	300	
東部第2-2	奈良市	平成21年度	平成26年度	364	1,270	

表 3-4-7 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法による業種別特定事業場数

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

水濁法 施行令第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場（水濁法第 5 条第 1 項及び第 2 項の届出）				特定事業場（瀬戸内海法第 5 条第 1 項の許可）				総合計	
		一日当 たりの平均 排水量 50 m ³ 以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量 50 m ³ 未満の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計	一日当 たりの平均 排水量 50 m ³ 以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量 50 m ³ 未満の 事業場		うち、 有害物質 使用特定 事業場
1	鋳 業			1		1				1	
1の2	畜 産 農 業			77		77	1			1	78
2	畜産食料品製造業			14		14					14
3	水産食料品製造業										
4	保存食料品製造業			8		8	3			3	11
5	味噌・調味料製造業			23		23					23
6	小麦粉製造業			1		1					1
7	砂糖製造業			1		1	1			1	2
8	製 あ ん 業			7		7	2			2	9
9	米菓・こうじ製造業			22		22					22
10	飲料製造業			89		89					89
11	有機質肥料製造業			1		1	2			2	3
12	動植物油脂製造業			5		5					5
13	イースト製造業										
14	でん粉製造業			6		6	1			1	7
15	水あめ製造業			1		1					1
16	めん類製造業			76		76	3			3	79
17	豆腐製造業			179		179	3			3	182
18	インスタントコーヒー製造業										
18の2	冷凍食品製造業			2		2					2
18の3	たばこ製造業										
19	紡績業・繊維製品製造業			27	2	27	29			29	56
20	洗 毛 業			2		2					2
21	化学繊維製造業										
21の2	製 材 業			1		1					1
21の3	合 板 製 造 業			5		5					5
21の4	パーティクルボード製造業			1		1					1
22	木材薬品処理業			3		3					3
23	製 紙 業										
23の2	印刷業・出版業			19	6	19	1			1	20
24	化学肥料製造業			9		9					9
25	か性ソーダ製造業										
26	無機顔料製造業			1		1	2			2	3
27	無機化学工業製品製造業			2		2	1			1	3
28	アセチレン誘導品製造業										
29	コーラルール製造業			1		1					1
30	発 酵 工 業										
31	メタン誘導品製造業										
32	有機顔料製造業										
33	合成樹脂製造業			4		4					4
34	合成ゴム製造業										
35	有機ゴム薬品製造業						1			1	1
36	合成洗剤製造業			1		1					1
37	石油化学工業										
38	石 け ん 製 造 業						3	1		3	3
39	硬化油製造業										
40	脂肪酸製造業										
41	香料製造業										
42	ゼラチン・にかわ製造業			2		2					2
43	写真感光材料製造業			1		1					1
44	天然樹脂製品製造業										
45	木材化学工業			1		1					1

水濁法 施行令 別表第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場（水濁法第5条第1項及び第2項の届出）				特定事業場（瀬戸内海法第5条第1項の許可）				総合計		
		一日当 たりの平均 排水量50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量50 ㎡未満の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計	一日当 たりの平均 排水量50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量50 ㎡未満の 事業場		うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計
46	有機化学工業製品製造業			11	1	11	1		1		2	13
47	医薬品製造業						3				3	3
48	火薬製造業											
49	農薬製造業											
50	試薬製造業											
51	石油精製業											
51の2	工業用ゴム製品製造業			1		1	1	1			1	2
51の3	医療用ゴム製品製造業											
52	皮革製造業			60		60						60
53	ガラス製品製造業			4	2	4						4
54	セメント製品製造業			14		14			1		1	15
55	生コンクリート製造業	6		73		79	2		1		3	82
56	有機質砂かべ材製造業											
57	人造黒鉛電極製造業											
58	窯業原料精製業			1		1						1
59	砕 石 業			11		11						11
60	砂利採取業			13		13	3				3	16
61	鉄 銅 業			1		1						1
62	非鉄金属製造業			3	1	3	2				2	5
63	金属製品製造業			9	1	9	1	1			1	10
63の2	空きびん卸売業											
63の3	石炭火力発電所											
64	ガ ス 供 給 業											
64の2	水 道 施 設			40	8	40	4				4	44
65	酸・アルカリ表面処理施設	2	2	25	11	27	19	9			19	46
66	電気メッキ施設			11	2	11	6	3			6	17
66の2	旅 館 業	6		551		557	13		1		14	571
66の3	共 同 調 理 場	2		7		9	1		1		2	11
66の4	弁 当 製 造 業			3		3	1				1	4
66の5	飲 食 店	4		12		16	23		1		24	40
66の6	飲食店（軽食）											
66の7	飲食店（料亭等）											
67	洗 たく 業	1	1	257	35	258	1				1	259
68	写 真 現 像 業			74	16	74	2	1			2	76
68の2	病 院			8	5	8	6				6	14
69	と 畜 業											
69の2	中 央 卸 売 市 場											
69の3	地 方 卸 売 市 場											
70	廃 油 処 理 施 設											
70の2	自動車分解整備事業											
71	自動式車両洗浄施設			257		257	1				1	258
71の2	試験研究機関			80	6	80	2	1	2	2	4	84
71の3	一般廃棄物処理施設			38		38	3	2			3	41
71の4	産業廃棄物処理施設			3		3						3
71の5	トリクロロエレン、テトラクロロエレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	5	14	14	19						19
71の6	トリクロロエレン、テトラクロロエレン又はジクロロメタンによる蒸留施設			2	2	2						2
72	し 尿 処 理 施 設	44		67	13	111	76				76	187
73	下水道終末処理施設	8				8						8
74	特定事業場から排出される水の処理施設											
—	指定地域特定施設	140		293		433						433
合計		218	8	2536	125	2754	224	19	8	2	232	2986

表 3-4-8 上乗せ基準の設定状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

対 象 水 域	有害物質についての規制の概要	生活環境項目についての規制の概要	生活環境項目に関して1日当りの平均排水量が50未満の特定事業場を規制対象としているもの
全ての公共用水域	<p>(対象物質) カドミウム、シアン、有機リン、6価クロム、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニル</p> <p>(対象事業場) 有害物質を使用する一部の特定事業場（新增設に限る）</p> <p>(許容限度) カドミウム 0.01mg/ℓ 6価クロム 0.05mg/ℓ 砒素 0.05mg/ℓ シアン、有機リン、総水銀、ポリ塩化ビフェニルについては検出されないこと</p>	<p>(対象物質) BOD、SS</p> <p>(対象事業場) 日平均排水量が50m³以上の特定事業場</p> <p>(許容限度) 新設事業場 BOD 25 (20) SS 90 (70) 既設事業場 BOD 70 (50) SS 100 (80) 染色業・浄化槽は別基準</p>	<p>(排水量の裾切り) 10m³/日以上</p> <p>(対象事業場) 汚濁負荷が著しい一部の特定事業場（新增設に限る）又は、風致地区等一部の地域で新增設される特定事業場</p>

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」

表3-4-9 平成24年度ゴルフ場使用農薬調査結果

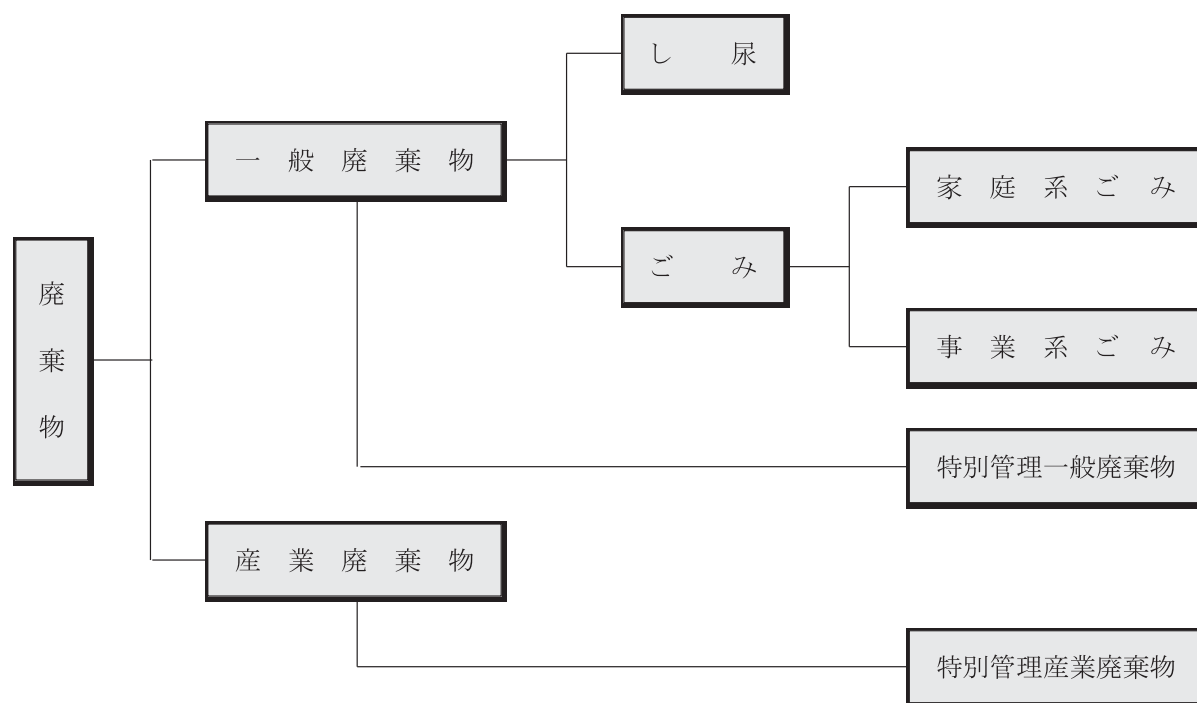
	農薬名	調査ゴルフ場数	指針値超過ゴルフ場数	環境省暫定指針値 (mg/l)	調査検体の検出範囲 (mg/l)	検出数 / 調査検体数
殺虫剤	アセフェート	24	0	0.063	<0.01	0 / 37
	イソキサチオン	24	0	0.08	<0.001	0 / 37
	エトフェンプロックス	11	0	0.82	<0.002	0 / 11
	クロルピリホス	24	0	0.02	<0.001	0 / 37
	ダイアジノン	24	0	0.05	<0.001	0 / 37
	トリクロルホン	13	0	0.05	<0.001	0 / 26
	ピリダフェンチオン	24	0	0.02	<0.001	0 / 37
	フェニトロチオン	24	0	0.03	<0.001	0 / 37
	ペルメトリン	24	0	1	<0.01	0 / 37
殺菌剤	アゾキシストロビン	24	0	4.7	<0.002	0 / 37
	イソプロチオラン	24	0	2.6	<0.001	0 / 37
	イプロジオン	24	0	3	<0.002	0 / 37
	エトリジアゾール	13	0	0.04	<0.001	0 / 26
	オキシ銅	13	0	0.4	<0.004	0 / 26
	キャプタン	13	0	3	<0.001	0 / 26
	クロロタロニル	24	0	0.4	<0.002	0 / 37
	クロロネブ	24	0	0.5	<0.001	0 / 37
	チウラム	24	0	0.2	<0.002	0 / 37
	トルクロホスメチル	24	0	2	<0.001	0 / 37
	フルトラニル	24	0	2.3	<0.001	0 / 37
	プロピコナゾール	24	0	0.5	<0.001	0 / 37
	ベンシクロン	24	0	1.4	<0.004	0 / 37
	メタラキシル・メタラキシルM	24	0	0.58	<0.001	0 / 37
	メプロニル	24	0	1	<0.001	0 / 37
除草剤	アシュラム	24	0	2	<0.001~0.009	5 / 37
	ジチオピル	24	0	0.095	<0.001	0 / 37
	シデュロン	24	0	3	<0.002	0 / 37
	シマジン	24	0	0.03	<0.001	0 / 37
	テルブカルブ	24	0	0.2	<0.001	0 / 37
	トリクロピル	24	0	0.06	<0.001	0 / 37
	ナプロパミド	24	0	0.3	<0.001	0 / 37
	ハロスルフロンメチル	24	0	2.6	<0.001~0.002	1 / 37
	ピリブチカルブ	24	0	0.23	<0.001	0 / 37
	ブタミホス	24	0	0.2	<0.001	0 / 37
	フラザスルフロン	24	0	0.3	<0.002	0 / 37
	プロピザミド	24	0	0.5	<0.001~0.004	5 / 37
	ベンスリド	13	0	1	<0.002	0 / 26
	ペンディメタリン	24	0	1	<0.001	0 / 37
	ベンフルラリン	24	0	0.8	<0.001	0 / 37
メコプロップ・メコプロップP	24	0	0.47	<0.001	0 / 37	
						11/1399

関係資料
第3部

表 3-5-1 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
1,2 -ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下であること
1,1 -ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
シス- 1,2 -ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下であること
1,1,1 -トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること
1,1,2 -トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
1,3 -ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること

図 4-1-1 廃棄物の分類



関係資料
第4部

表 4-1-1 ごみ処理の状況

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計区域 画内 処人 理口	収 集 人 口 (人)	1,427,714	1,422,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454
	自 家 処 理 人 口 (人)	0	0	0	0	0
	計 (人)	1,427,714	1,422,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454
年 間 発 生 量 (ト ン)		522,182	502,550	490,375	481,895	475,295
発 生 内 訳	計 画 収 集 (ト ン)	434,432	414,627	408,765	400,572	450,909
	直 接 搬 入 (ト ン)	58,513	61,699	55,086	55,268	52,600
	集 団 回 収 (ト ン)	29,237	26,224	26,524	26,055	24,386
年 間 処 理 量 (ト ン)		492,951	476,326	463,851	455,873	453,979
処 理 内 訳	直 接 焼 却 (ト ン)	409,312	402,955	390,894	381,283	381,344
	直 接 埋 立 (ト ン)	4,059	3,015	2,627	2,642	2,508
	直 接 資 源 化 (ト ン)	20,438	19,208	17,615	18,343	16,842
	中 間 処 理 (ト ン)	59,142	49,585	54,852	53,605	53,285

※計画処理区域内人口は、各年度 10 月 1 日現在

表 4-1-2 ごみ処理(焼却処理)施設の整備状況

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京 5-2	360	全連	S 60.8
		120	全連	S 57.3
大和高田市	大和高田市今里川合方 23	150	全連	S 61.3
大和郡山市	大和郡山市九条町 80	180	全連	S 60.11
天理市	天理市嘉幡町 189	220	全連	S 57.3
橿原市	橿原市川西町 1038-2	255	全連	H 15.4
桜井市	桜井市浅古 485-1	150	全連	H 14.11
五條市	五條市北山町 932	70	准連	H 6.9
御所市	御所市栗阪 975	72	准連	H 6.9
生駒市	生駒市俵口町 2116-91	220	全連	H 3.3
葛城市	葛城市笛堂 282	52	准連	S 48.4
宇陀市	宇陀市大宇陀区岩清水 1820	27	機バ	H 9.8
東宇陀環境衛生組合	宇陀市室生区大野 3783	20	機バ	H 8.6
平群町	平群町椿井 1737	35	機バ	H 4.3
三郷町	三郷町勢野 2141	40	准連	H 2.3
斑鳩町	斑鳩町幸前 207	40	機バ (休止中)	S 57.3
安堵町	安堵町笠目 326-1	20	機バ	H 3.10
田原本町	田原本町西竹田 279	60	准連	S 60.11
明日香村	明日香村畑 678	6	機バ	H 14.3
上牧町	香芝市上中 3350	15	機バ	S 46.3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺 615	150	全連	S 57.2
河合町	河合町山坊 683-1	30	機バ	S 52.2
吉野広域行政組合	吉野町立野 767-2	25	機バ	H 4.6
南和広域衛生組合	大淀町芦原 185	40	准連	H 6.3
下市町	下市町新住 1010	20	機バ (休止中)	S 61.6
十津川村	十津川村高滝 190-1	10	機バ	H 4.8
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原 798-2	5	機バ	H 15.3
計	27 施設			2,392 t/日

※処理方式欄の「全連」は連続焼却式、「准連」は准連続焼却式、「機バ」は機械化バッチ焼却式。

表 4-1-3 ごみ燃料化施設の整備状況

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
広陵町	広陵町古寺 81	35	RDF・炭化	S 19.2

表4-1-4 粗大ごみ処理施設の整備状況

(平成23年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京5-2	100	破 碎	H 1. 3
大和高田市	大和高田市今里川合方23	30	併 用	S 58. 3
天理市	天理市嘉幡町189	50	併 用	S 52. 3
五條市	五條市北山町932	25	破 碎	H 6. 9
御所市	御所市栗阪975	15	併 用	H 6. 9
三郷町	三郷町勢野2141	9	圧 縮	H 2. 3
田原本町	田原本町西竹田279	15	併 用	S 60.11
河合町	河合町山坊683-1	6	併 用	H 3. 3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺615	30	併 用	S 57. 6
吉野広域行政組合	吉野町立野767-2	13	併 用	H 5. 5
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	8	併 用	H 6. 3
計	11施設			301 t/日

※処理方式欄の「併用」は可燃性及び不燃性粗大ごみを破碎(粉碎)する施設

「圧縮」は不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

「破碎」は原則として家具等可燃性粗大ごみを破碎することにより、容易に焼却できるよう処理する施設

表4-1-5 廃棄物再生利用(リサイクル)施設の整備状況

(平成23年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
橿原市	橿原市東竹田町1-1	47	破碎・圧縮 機械選別	H 14. 3
桜井市	桜井市浅古485-1	30	破碎・圧縮 機械選別	H 15. 3
五條市	五條市北山町932	7	圧縮機 選別	H 16. 3
葛城市	葛城市当麻120	4.2	破碎・減容 機械選別	H 15. 2
広陵町	広陵町古寺81	10	破碎・圧縮 機械選別	H 19. 2
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	4	磁手 選別	H 6. 3
計	6施設			102 t/日

表 4-1-6 大阪湾フェニックス利用の状況

年 度	一 般 廃 棄 物		産 業 廃 棄 物	
	市町村数	搬入量 (トン)	事業所	数搬入量 (トン)
平 成 15 年 度	25	45,186	13	1,442
平 成 16 年 度	25	42,425	11	1,661
平 成 17 年 度	25	39,932	11	1,585
平 成 18 年 度	26	38,494	11	1,798
平 成 19 年 度	26	36,706	34	3,130
平 成 20 年 度	26	39,071	33	4,645
平 成 21 年 度	26	40,834	15	2,827
平 成 22 年 度	26	40,369	12	3,747
平 成 23 年 度	26	40,696	15	4,100
平 成 24 年 度	27	40,322	30	3,064

表 4-1-7 し尿処理の状況

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総 人 口 (人)			1,427,714	1,442,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454
計 画 処 理 区 域 内 人 口	水 人 洗 化 口	公 共 下 水 道 (人)	884,039	907,972	918,974	937,027	950,550
		浄 化 槽 (人)	411,334 + 5,088 (コミプラ)	391,335 + 6,455 (コミプラ)	382,254 + 5,416 (コミプラ)	374,029 + 6,715 (コミプラ)	364,960 + 4,880 (コミプラ)
	収 集 人 口 (人)		126,373	115,816	113,509	98,937	90,643
	自 家 処 理 人 口 (人)		880	764	742	443	421
	計 (人)		1,427,714	1,422,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454
年 間 収 集 量 (kl)			279,733	269,599	261,050	249,455	238,407
処 理 内 訳	施 設 処 理 (kl)		279,340	269,209	260,592	249,013	237,072
	海 洋 投 入 (kl)		0	0	0	0	0
	そ の 他 処 理 (kl)		393	390	458	442	1,335

※計画処理区域内人口は、各年度 10 月 1 日現在
浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む

表 4-1-8 し尿処理施設の整備状況

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (<i>kl</i> /日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市大安寺西 2 丁目 281	90	高負荷 膜分離	H 15. 3
大和郡山市	大和郡山市本庄町 316	66	高負荷	H 5. 3
天理市	天理市嘉幡町 189	57	高負荷	H 4. 10
橿原市	橿原市東竹田町 148 - 1	96	高負荷 限外膜 膜分離	H 19. 3
桜井市	桜井市浅古 485 - 2	70	高負荷 限外膜	H 3. 3
五條市	五條市二見 5 丁目 4 - 2	76	嫌	S 53. 3
生駒市	生駒市北田原町 2476 - 8	80	高負荷 膜分離	H 13. 3
斑鳩町	斑鳩町神南	40	好希釈	S 52. 3
田原本町	田原本町黒田 50 - 1	50	標脱	S 58. 3
下市町	下市町新住 1010	25	高負荷	H 23. 3
十津川村	十津川村高滝 190 - 1	6	高負荷 膜分離	H 22. 4
山辺環境衛生組合	山添村遅瀬 2384	20	高負荷	S 63. 3
宇陀衛生一部事務組合	宇陀市大宇陀区和田 262	35	高負荷	S 63. 3
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原	3	好	S 46. 3
葛城地区清掃事務組合	御所市僧堂 333	240	高負荷 膜分離	H 15. 3
計	15 施設			954 t/日

※処理方式欄の「嫌」は、嫌気性消化・活性汚泥処理方式
「好」は、好気性消化・活性汚泥処理方式
「好一」は、好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式
「標脱」は、好気性処理のうち標準脱窒素処理方式(旧低二段)
「好希釈」は、好気性処理のうち希釈ばっ気活性汚泥処理方式
「高負荷」は、生物学的脱窒素処理方式のうち高負荷脱窒素処理方式
「膜分離」は、膜分離処理方式
「限外膜」は、限外ろ過膜処理方式

表 4-1-9 地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

設置主体名	所在地	能力 ($\text{m}^3/\text{年}$)	処理方式	竣工年月
大和郡山市	大和郡山市矢田山町	342,911	標準活性汚泥方式	S 44
三郷町	三郷町南畑	9,131	標準活用汚泥方式	S 50
	三郷町勢野	117,430		S 54
	三郷町勢野 4 丁目	29,941		S 61
計	4 施設	499,413 $\text{m}^3/\text{年}$		

表 4-1-10 浄化槽の設置状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

設置基数 [基]	単独処理浄化槽	76,459
	合併処理浄化槽	28,723
	計	105,182

表 4-1-11 浄化槽設置届出状況（最近 5 年間）

設置基数 [基]	平成 19 年度	1,683
	平成 20 年度	1,485
	平成 21 年度	1,354
	平成 22 年度	1,338
	平成 23 年度	1,191
	平成 24 年度	1,131

表 4-1-12 産業廃棄物の種類

種 類	内 容	
法 律	(1) 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	(2) 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で でる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動 植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイト かす赤泥、炭酸カルシウムかすなど
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、 タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチなど
	(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などの酸性廃液
	(5) 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状 のすべての合成高分子系化合物
政 令	(1) 紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、 パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本 業、印刷物加工業から生じる紙、板紙のくず
	(2) 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたも のに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パ ルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の 流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのため に使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビ フェニルが染み込んだものに限る。
	(3) 織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、 衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、 羊毛くず等の天然繊維くず
	(4) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる、あめかす、 のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	(5) 動物性固定不要物	と畜場において、と殺または解体された獣畜及び食鳥処理場におい て、処理された食鳥にかかる固形状の不要物
	(6) ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	(7) 金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(8) ガラスくず等	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（(9) を除く）など
	(9) 鉱 さ い	高炉、平炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱 石、不良石炭、粉かす
	(10) が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去にともなって生ずるコンクリートの破 片、レンガの破片その他これに類する不要物
	(11) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど のふん尿
	(12) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど の死体
	(13) ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類、に掲げるものでPCBが塗布され た紙くず若しくはに掲げるものでPCBが付着し、又は封入された 金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設 によって集められたもの
	(14) 上記(1)～(6)及び(1)～(12)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

関係資料
第4部

種 類		内 容
政 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 令	(1) 廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類等の燃えやすい廃油
	(2) 廃 酸	水素イオン濃度指数 (pH) が2.0以下の著しい腐食性を有する廃酸
	(3) 廃 アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が12.5以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
	(4) 感染性産業廃棄物	病院、診療所等の医療関係機関等から発生する血液、使用済みの注射針などの、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物、又はこれらのおそれのある産業廃棄物
	(5) 特定有害産業廃棄物	以下に掲げる産業廃棄物
	① 廃 PCB 等	廃 PCB や PCB を含む廃油
	② PCB 汚染物	PCB が塗布、染み込んだ紙くず PCB が染み込んだ木くず、繊維くず PCB が付着、封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず
	③ PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したものであって環境省令に定める基準に適合しないもの
	④ 廃 石 綿 等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等の用具・器具、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿及びその事業場から排出されるプラスチックシート等の用具・器具
	⑤ 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん又は政令 に掲げる産業廃棄物のうち、一定のものであって、有害物質（*）についての、厚生省令で定める基準に適合しないもの （*） アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物	

表 4-1-13 産業廃棄物の種類別排出及び処理状況 (平成 22 年度推計値) (単位: 千トン/年)

種 類	排 出 量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	千トン	%	千トン	%	千トン	%	千トン	%
燃 え 殻	0	100%	0	0	0	0%	0	100%
汚 泥	799	100%	95	12%	674	84%	30	4%
廃 油	12	100%	3	28%	9	71%	0	1%
廃 酸	8	100%	3	40%	5	60%	0	0%
廃 アルカリ	3	100%	1	19%	2	81%	0	0%
廃プラスチック類	46	100%	30	66%	4	10%	11	24%
紙 く ず	7	100%	7	99%	0	1%	0	0%
木 く ず	43	100%	38	90%	3	7%	1	3%
織 維 く ず	2	100%	0	15%	1	75%	0	10%
動植物性残さ	8	100%	2	26%	5	68%	0	6%
ゴ ム く ず	0	100%	0	0%	0	0%	0	100%
金 属 く ず	22	100%	20	92%	0	0%	2	8%
ガラス陶磁器くず	48	100%	28	59%	15	32%	4	9%
鉍 さ い	6	100%	1	23%	0	0%	4	77%
が れ き 類	352	100%	333	95%	0	0%	19	5%
動物ふん尿	178	100%	178	100%	0	0%	0	0%
そ の 他	5	100%	2	32%	2	44%	1	24%
合 計	1,539	100%	743	48%	722	47%	74	5%

表 4-1-14 産業廃棄物の業種別排出及び処理状況 (平成 22 年度推計値)

種 類	排 出 量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	千トン	%	千トン	%	千トン	%	千トン	%
農 業	179	100%	178	100%	0	0%	1	0%
鉍 業	3	100%	3	100%	0	0%	0	0%
建 設 業	411	100%	386	94%	4	1%	21	5%
製 造 業	216	100%	141	65%	59	27%	16	7%
電気・水道業	698	100%	20	3%	651	93%	27	4%
情報通信業	0	100%	0	100%	0	0%	0	0%
運 輸 業	2	100%	1	49%	0	21%	1	30%
卸・小売業	22	100%	12	54%	3	16%	7	30%
医療・福祉	4	100%	0	6%	3	76%	1	17%
サービス業	3	100%	2	57%	0	8	1	36%
合 計	1,539	100%	743	48%	722	47%	74	5%

表4-2-1 奈良県内の公共施設等における新エネルギーの導入状況 (平成25年1月1日現在)

(1) 新エネルギーの導入状況(クリーンエネルギー-自動車以外)

種 類	事業主体名	所 在 地 (市町村名)	施 設 名 称	発電設備容量 (kW)	熱利用設備容量 (kcal)	導 入 年 度	設 備 概 要
太陽光発電	奈良県	奈良市	県立図書館	20		平成23年度以前	図書館 20kw
			奈良県立大学(外灯)			平成23年度以前	ソーラー外灯
			奈良文化会館			平成23年度以前	時計塔(三面太陽電池時計)
			誓多林公衆トイレ	0.0097		平成23年度以前	ソーラー外灯(0.0097kw)
			奈良県工業技術センター (なら産業活性化プラザ)	40		平成23年度以前	発電:最大発電量 40kw×1基 蓄電はなし 充電はしていない
			自発光式線形誘導標	0.0172		平成23年度以前	4.3w×4基
			自発光式反射板	1.85		平成23年度以前	0.37kw×5基
			自発光式道路標(センター線)	0.0039		平成23年度以前	0.30w 3.3v 93mA 13個
			自発光式路側表示板	0.1		平成23年度以前	
			自発光式障害物表示灯	0.039		平成23年度以前	太陽電池容量13w×3基
			奈良公園			平成23年度以前	時計塔(二面太陽電池時計)
			奈良公園 8基 L=24m			平成23年度以前	交通誘導標
			大和高田市	自発光式視線誘導標			平成23年度以前
		大和郡山市	矢田山遊びの森子ども交流館	4.5		平成23年度以前	太陽光発電 4.5kw
		桜井市	プリンカーライト			平成23年度以前	中和幹線 5基(側道と本道の分岐点に設置)
		御所市	自発光式照明灯	0.085		平成24年度	85W(出力)×1基 バッテリー容量12V 38Ah以上/PL
		葛城市	葛城山園地公衆トイレ			平成23年度以前	ソーラー外灯
		宇陀市	二上山園地公衆トイレ			平成23年度以前	80A IH×20、バッテリー
		宇陀市	室生園地公衆トイレ	4.5		平成23年度以前	自動式 202V 4.5kw
		御杖村	視線誘導標 (宇陀市・宇陀郡内7ヶ所80個)	0.0132		平成23年度以前	多結晶 出力:0.165W×80基 蓄電池容量:1.2Ah 耐熱用ニッカド電池
	御杖村	自発光式道路標 (菟田野区 18個)	0.00042		平成23年度以前	単結晶太陽光モジュール 出力0.42w 電圧8.0v 10φ LED黄色6個 二次電源 ケパシタ	
	河合町	畜産技術センター (みつえ高原牧場)(電気牧槽)	0.0028		平成23年度以前	太陽光発電モジュール2.8W、1.2V 電容器2次電圧5300V(断線器)	
	吉野町	自発光式道路標(センター線)			平成23年度以前		
	大淀町	自発光式電光掲示板			平成23年度以前	17基	
	天川村	自発光式電光掲示板			平成23年度以前	2基	
	下北山村	龍泉寺前公衆トイレ	0.59		平成23年度以前	太陽光発電590W	
	上北山村	自発光式電光掲示板			平成23年度以前	3基	
	川上村	前鬼公衆トイレ	1		平成23年度以前	太陽電池モジュール1KWバッテリー120AH.12V×10個	
	奈良県水道局	大台ヶ原ビジタセンター	10		平成23年度以前	太陽光発電10KW	
	奈良県水道局	大台ヶ原公衆トイレ	3		平成23年度以前	太陽光発電3KW	
	奈良県水道局	自発光式路側表示板	0.055		平成23年度以前	太陽電池容量55W 4基	
	奈良県水道局	自発光式電光掲示板	0.055		平成23年度以前	太陽電池容量55W	
	奈良県教育委員会	奈良県御所浄水場	790		平成23年度以前	多結晶シリコン太陽電池(6272㎡) 最大出力790kw	
	奈良市	奈良東養護学校(太陽電池時計)	0.1		平成23年度以前	0.1kw	
	奈良市	奈良朱雀高校(太陽電池時計)	0.002		平成23年度以前	0.002kw	
	奈良市	奈良高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能	
	奈良市	西の京高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能	
	奈良市	登美ヶ丘高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能	
	奈良市	平城高校(太陽電池時計)	0.002		平成23年度以前	0.002kw	
	奈良市	山辺高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	ニッカド電池(3.6V 1300mAh)	
	奈良市	奈良東養護学校: ジュラシック・ファーム「わくわく」	0.11		平成23年度以前	太陽電池 単結晶出力110w 蓄電池容量105Ah×2	
	奈良市	奈良養護学校	80		平成23年度以前		
	大和高田市	高田高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能	
	大和郡山市	郡山高校(太陽電池時計)	0.05		平成23年度以前	0.05kw	
	橿原市	橿原高校(太陽電池時計)	0.16		平成23年度以前	0.08kw×2基	
	五條市	五條高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能	
	御所市	青翔高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能	
御所市	青翔高校(裏門照明灯)			平成23年度以前			
御所市	御所実業高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能		
生駒市	奈良北高校(太陽電池時計)			平成23年度以前			
香芝市	香芝高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能		
宇陀市	大字陀高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能		
宇陀市	榛生昇陽高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能		
斑鳩町	法隆寺国際高校(太陽電池時計)	0.05		平成23年度以前	0.05kw		
田原本町	磯城野高校(太陽電池時計)	0.08		平成23年度以前	0.08kw		
高取町	高取国際高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能		
上牧町	西和養護学校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能		
王寺町	王寺工業高校(太陽電池時計)	0.5		平成23年度以前	0.5kw		
大淀町	大淀高校(太陽電池時計)	0.1		平成23年度以前	0.1kw		
十津川村	十津川高校(ソーラー照明、ソーラー電波時計)			平成24年度	照明:蓄電池容量12V-114Ah 出力120W		
奈良県警察本部	道路標識(自発光式)181個	0.0057		平成23年度以前	出力5.7w 蓄電池容量8.8Ah名称:路側式自発光標識		
奈良県警察本部	道路標識(路側可変式)56個			平成23年度以前	名称:路側式可変標識		
奈良市	認定こども園都祁保育園	10		平成23年度以前	太陽電池モジュール(56枚)、発電量表示パネル、出力10kw、電圧200v		
奈良市	中央消防署	10		平成23年度以前	太陽電池モジュール(56枚)、接続箱、パワーコンディショナ、表示装置 出力10kw		
奈良市	都祁行政センター	10		平成23年度以前	太陽電池モジュール(56枚)、太陽電池モニターモジュール(1枚)、パワーコンディショナ(10kw1台)、表示装置(1台)		
奈良市	梅の郷月ヶ瀬温泉施設	20		平成23年度以前			
奈良市	奈良市保健所・教育総合センター	10		平成23年度以前			
奈良市	奈良市南福祉センター	10		平成23年度以前	10kw×1基		
奈良市	奈良市水道局	40		平成23年度以前	太陽電池モジュール(224枚)1枚当たり発電能力180W、パワーコンディショナ、地絡過電圧継電器、表示用モニター		
奈良市	市立奈良病院	10		平成24年度	太陽電池モジュール(56枚)、パワーコンディショナ、日時計、気温計、データ収集装置、表示装置 出力10kw		

種 類	事業主体名	所在地 (市町村名)	施設名称	発電設備容量 (kW)	熱利用設備容量 (kcal)	導入年度	設 備 概 要	
太陽光発電	奈良市 教育委員会	奈良市	椿井小学校	10		平成23年度以前		
			済美小学校	10		平成23年度以前		
			奈良市立富雄第三小中学校	10		平成23年度以前		
	大和高田市	大和高田市	総合福祉会館	25		平成23年度以前	モジュール:195W×130枚=25.35kW パワコン:10kW×3台	
			土庫こども園	5		平成23年度以前	モジュール:180W×28枚=5.04kW パワコン:5.5kW×1台	
	天理市	天理市	天理市上下水道局	20		平成23年度以前	結晶系20kW 太陽電池モジュール 接続箱 インバーター 集積装置 表示装置	
	天理市教育委員会	天理市	二階堂小学校体育館	2.1		平成23年度以前	2.1kW (37.5W×56枚)	
			井戸堂小学校	5		平成23年度以前	多結晶5kW 太陽電池モジュール、インバーター、 接続箱、連結制御盤、表示装置	
			樺本小学校	5.5		平成23年度以前	太陽電池モジュール(30枚)、接続箱、パワーコンディショナ、 信号変換箱、表示装置	
	橿原市	橿原市	橿原市宮香久山墓園	0.255		平成23年度以前	シリコン太陽電池最大出力51W 蓄電池容量150Ah 照明蛍光灯18W 設置基数5基	
			橿原市浄化センター	53		平成23年度以前	太陽電池容量 53kW以上	
			橿原市観光交流センター	9		平成23年度以前	太陽電池容量 9kW	
			橿原市第3こども園	5		平成23年度以前	太陽電池容量 5kW	
	桜井市	桜井市	桜井小学校	20		平成23年度以前	発電:最大発電量 10kW×2基、太陽光電池モジュール、 インバーター、データ収集装置 売電:余剰電力を売電	
	五條市教育委員会	五條市	水道局庁舎	0.175		平成23年度以前	太陽光電池モジュール インバーター 175w	
			五條西中学校	50		平成23年度以前	単結晶50kW 太陽電池モジュール、インバーター、蓄電池、接続箱、 連結制御盤、データ収集装置	
			五條小学校屋内運動場	50		平成24年度	太陽光電池モジュール、パワーコンディショナ、日射計、気温計、 計測監視装置、表示装置	
	御所市	御所市	葛小学校	10		平成23年度以前	単結晶10kW 太陽光モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、データ収集装置	
			老人保健施設 優楽	5		平成23年度以前	太陽電池34.2㎡(114㎡×30枚) 最大出力5kW	
	生駒市教育委員会	生駒市	RAKU-RAKU はうす	3		平成23年度以前	単結晶 出力:3kW 太陽光電池モジュール、インバーター	
			北コミュニティセンター I S T A	30		平成23年度以前	多結晶シリコン太陽電池 太陽電池容量30kW インバーター容量30kW	
			南コミュニティセンター	4		平成24年度	結晶系太陽電池 容量4kW インバーター容量4kW 蓄電池用カラーモニター	
	生駒市教育委員会	生駒市	俵口小学校	10		平成23年度以前	単結晶10kW 太陽光発電モジュール インバーター 接続箱 データ収集装置	
	香芝市教育委員会	香芝市	市役所庁舎	60		平成23年度以前	シリコン系 多結晶60kW 太陽光モジュール、系統連系盤、接続箱、 気象観測機器(日射系)、インバーター、データ計測装置	
	香芝市教育委員会	香芝市	香芝市立香芝北中学校	50		平成23年度以前	単結晶50kW 太陽電池モジュール、系統連系盤、接続箱、気象計測機器(日 射計)、インバーター、データ計測装置、蓄電池	
	葛城市教育委員会	葛城市	歴史博物館	20		平成23年度以前	太陽電池容量 20kW相当 インバーター容量 20kW (10kW×2)	
	宇陀市教育委員会	宇陀市	宇陀市役所	40		平成23年度以前	多結晶太陽電池 三相三線式200V 40kW(120wp×336枚)	
	宇陀市教育委員会	宇陀市	大宇陀幼稚園	10		平成23年度以前	交流三相三線式200V 10kW	
	平群町教育委員会	平群町	平群中学校	19.798		平成23年度以前	太陽電池容量19.798kW パワーコンディショナ容量20kW(10kW×2)	
			平群北小学校			平成23年度以前	太陽電池式FM電場時計	
	三郷町	三郷町	福祉保健センター	28.8		平成23年度以前	単結晶 180w、 太陽光モジュール、パワーコンディショナ、データ収集装置	
			太陽電池案内板音声発生機(上宮遺跡公園)			平成23年度以前	太陽電池案内板音声発生機	
			総合保険福祉会館「生き生きプラザ斑鳩」 町指定避難場所(20ヶ所)	5		平成23年度以前	太陽光モジュール 5kW インバーター 5kW	
	三宅町	三宅町	三宅町保健福祉施設あざさ苑	8		平成23年度以前	避難場所の出入り口(太陽電池式)	
			三宅小学校	8		平成23年度以前	8kW×2基	
			三宅小学校	8		平成23年度以前	8kW×2基	
	田原本町	田原本町	はせがわ展望公園 第5号(すいせんの丘)	0.53		平成23年度以前	電圧4.5V 530mAh 蓄電池容量 4.0Ah	
			はせがわ展望公園 第4号(えのき広場)	0.45		平成23年度以前	電圧6.8V 450mAh 蓄電池容量 1,000mAh	
			はせがわ展望公園 第3号(みちろき広場)	0.45		平成23年度以前	電圧6.8V 450mAh 蓄電池容量 1,300mAh	
			はせがわ展望公園 第7号(森と泉の広場)	0.7		平成23年度以前	電圧6.0V 700mAh	
	曾爾村教育委員会	曾爾村	曾爾小学校(太陽電池時計)			平成23年度以前	多結晶シリコン素子	
	上牧町教育委員会	上牧町	上牧小学校	25		平成23年度以前	50基	
	上牧町教育委員会	上牧町	上牧第三小学校	25		平成23年度以前	屋上設置 太陽電池容量25kW インバーター容量30kW(10kW×3台)	
			上牧第二中学校	25		平成23年度以前	屋上設置 太陽電池容量25kW インバーター容量30kW(10kW×3台)	
			上牧第二中学校	25		平成23年度以前	屋上設置 太陽電池容量25kW インバーター容量30kW(10kW×3台)	
	広陵町	広陵町	広陵町総合保健福祉会館	5		平成23年度以前	太陽光発電モジュール 発電容量:5kW 集熱面積:0.96㎡×40枚	
	大淀町教育委員会	大淀町	大淀中学校	50		平成23年度以前	校舎屋上設置(10kW×5基)、余剰電力売電 太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ、計測監視装置、パネル	
東吉野村教育委員会	東吉野村	東吉野村立東吉野中学校	10		平成23年度以前	10kW 太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ、計測監視装置等		
		東吉野小学校	40		平成23年度以前	40kW 太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ、計測監視装置等		
太陽光発電 計				1,851	0	-	-----	
小水力発電	奈良県水道局	大和郡山	水道管理センター	80		平成23年度以前	管路内設置型水車 公称最大出力80kW	
			奈良市	奈良県桜井浄水場	197		平成23年度以前	管路内設置型水車 最大出力197kW
			下北山村	小又川発電所	98		平成23年度以前	98kW
			東吉野村	ふるさと村			平成23年度以前	水車発電システム
小水力発電 計				375	0	-	-----	
バイオマス発電	生駒市	生駒市	衛生処理場「エコパーク2」	70		平成23年度以前	し尿・浄化槽汚泥の処理過程から出る汚泥を生ゴミと混ぜ発酵させること によりバイオガスが発生させる。バイオガスを燃料として発電機とボイラーを運転。 発電機 420V 70kW ボイラー 最高使用圧力 0.98MPa (10kg/cm ²) 最大蒸発量(換算値) 0.6t/hr	
廃棄物発電・熱利用	橿原市	橿原市	クリーンセンターかしはら	5,000		平成23年度以前	焼却炉 85t/日×3基 蒸気ボイラー(最大発電量 5000kW)×1基 廃熱ボイラー(最大蒸気発生量 38t/h)×3基	
			桜井市	桜井市グリーンパーク (桜井市一般廃棄物焼却処理施設 焼却炉(廃棄物発電))	1,990		平成23年度以前	焼却炉75t/日×2基 蒸気ボイラー1基 廃熱ボイラー2基 三相交流同期発電機 容量2,487kW 出力1,990kW×1基
バイオマス・廃棄物発電 計				7,060	0	-	-----	
風力発電	奈良県教育委員会	奈良市	奈良養護学校:風と太陽と花の家	0.8		平成23年度以前	風力発電装置 出力400w×2 蓄電池容量 200Ah×2	
			御所市	御所実業高校(風力発電設備)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
			田原本町	磯城野高校	0.0003		平成23年度以前	風車、発電機 出力0.3w 鉛蓄電池容量50A
			王寺町	王寺工業高校(風力発電装置)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
			野迫川村	野迫川村 鶴姫風力発電施設「みらい・ゆめ・まほう」	60		平成23年度以前	発電出力40kW 1基、10kW 2基
風力発電 計				61	0	-	-----	
太陽熱利用	大和高田市	大和高田市	大和高田市立病院			平成23年度以前	集熱面積:465.6㎡(1.94㎡×240枚) 蓄熱槽容量:20m ³	
			大和高田市立病院			平成23年度以前	正面ロータリーソーラー街路灯2基	
			上牧町	上牧町 保健福祉センター			平成23年度以前	平板型選択吸収膜付 保有水量 1.5% 有効集熱面積 1.94㎡ 最高使用圧力 10kg/cm ² 本体寸法 1,030×2,030×96mm 重量(満水時)*
太陽熱利用 計				0	0	-	-----	

関係資料
第4部

種 類	事業主体名	所 在 地 (市町村名)	施 設 名 称	発電設備容量 (kW)	熱利用設備容量 (kcal)	導 入 年 度	設 備 概 要
バイオマス熱利用	奈良市	奈良市	奈良市衛生浄化センター		919,780	平成23年度以前	メタン発酵槽よりの発生ガスをメタン発酵槽等の加温用熱源として利用
	東吉野村	東吉野村	ふるさと村		36,000	平成23年度以前	薪ストーブ3基
廃棄物熱利用	大和高田市	大和高田市	クリーンセンター		340,000	平成23年度以前	170,000kcal/h×2基
	大和郡山市	大和郡山市	大和郡山市クリーンセンター 清掃センター/九条スポーツセンター		6,609,000	平成23年度以前	蒸気-水熱交換器：能力 2,203,000kcal/h×3基 蒸気式吸収式冷凍機：45US/RT
	生駒市	生駒市	清掃センター		1,000,000	平成23年度以前	500,000kcal/h×2基
	香芝市	香芝市	ごみ焼却（美濃園）		12,900	平成23年度以前	温水発生器2基、6,450kcal/h×2基
	三郷町	三郷町	清掃センター		100,000	平成23年度以前	50,000kcal/h×2基
	田原本町	田原本町	清掃工場		400,000	平成23年度以前	200,000kcal/h×2基
	吉野広域行政組合	吉野町	吉野三町村クリーンセンター			平成23年度以前	温水発生器、空気予熱器
バイオマス燃料精製	奈良県教育委員会	田原本町	磯城野高校			平成23年度以前	バイオディーゼル燃料精製装置 製造能力MAX60L/バッチ
バイオマス燃料製造	東吉野村	東吉野村	ふるさと村			平成23年度以前	1束 100円で買い上げ
バイオマス・廃棄物熱利用等 計				0	9,417,680	-	-----
コージェネレーション	奈良市	奈良市	奈良市大宮児童館		9.8	平成23年度以前	
			奈良市西部生涯学習センター屋内施設		200	平成23年度以前	
			奈良市総合福祉センター		70	平成23年度以前	70kw×1
	生駒市	生駒市	老人保健施設 優楽		9.8	平成23年度以前	9.8kw×1
野迫川村	野迫川村	ホテルのせ川		30	平成23年度以前	コージェネレーション設備 30kw 1基 客室個別空調設備 31台 本館ビル暖房システム改善改善設備 4台	
コージェネレーション 計				320	0	-	-----
合 計				9,666	9,417,680	-	-----

(2) 新エネルギーの導入状況(クリーンエネルギー自動車)

種類	事業主体名	導入台数		導入年度別内訳		用途(導入済みのみ)
		合計	平成23年度以前	平成24年度		
電気自動車	奈良市	3	2	1		
	橿原市	1		1		
	広陵町	1		1		
電気自動車 計		5	2	3		
プラグインハイブリッド車	葛城市	1	1			乗用車1台
プラグインハイブリッド車 計		1	1	0		
ハイブリッド車	奈良県	95	95			乗用車95台
	奈良市	14	14			
	大和高田市	1	1			
	天理市	3	3			乗用車2台、塵芥車1台
	橿原市	5	5			
	桜井市	2		2		
	五條市	5	4	1		乗用車5台
	御所市	2	2			乗用車2台
	香芝市	2	2			塵芥車2台
	葛城市	1	1			乗用車1台
	宇陀市	2	1	1		乗用車2台
	山添村	1	1			乗用車1台
	平群町	1	1			乗用車1台
	三郷町	2	1	1		乗用車1台、塵芥収集車1台
	斑鳩町	2	2			乗用車1台、塵芥収集車1台
	安堵町	1	1			
	川西町	1	1			乗用車1台
	三宅町	1	1			乗用車1台
	明日香村	1	1			
	王寺町	2	2			ステーションワゴン1台 清掃車1台
	広陵町	2	1	1		
	吉野町	3	3			
	黒滝村	3	3			乗用車3台
	天川村	3	3			乗用車3台
十津川村	2	2			乗用車2台	
下北山村	1	1			乗用車1台	
上北山村	2	1	1		乗用車2台	
川上村	2	2			乗用車2台	
東吉野村	1	1				
ハイブリッド車 計		163	156	7		
天然ガス自動車	奈良県	1	1			乗用車1台
	奈良市	57	57			乗用車4台、パッカー車53台(24年度)
	大和郡山市	9	9			パッカー車5台 学校給食配送車4台(委託業者所有)
	橿原市	1	1			
	桜井市	1	1			
天然ガス自動車 計		69	69	0		
バイオディーゼル燃料自動車	大和高田市	1	1			1tダンプ車 1台
	橿原市	2	2			ゴミ収集車2台
	香芝市	2	2			市公共バス1台、塵芥ダンプ1台
	田原本町	2	2			ゴミ収集車1台、ショベルカー1台
バイオディーゼル燃料自動車 計		7	7	0		
合 計		245	235	10		

表 7-1-1 公害苦情調査結果 (平成 23 年度)

(単位：件)

市町村名	受 理			解 決				種 類 別 苦 情 件 数 (新規受理・移送件数を対象)										
	新規 受理	移送	繰越	解決	移送	繰越	その他	典 型 7 公 害							典型7公害以外			
								大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合計	廃棄 物投	その他	合計
奈良市	145	0	2	112	1	6	28	49	17	1	37	1	0	34	139	1	5	6
大和高田市	12	0	0	12	0	0	0	3	3	0	5	1	0	0	12	0	0	0
大和郡山市	95	0	0	94	0	0	1	13	1	0	0	0	0	1	15	0	80	80
天理市	60	0	0	51	4	0	5	15	5	0	1	0	0	4	25	33	2	35
橿原市	45	0	0	45	0	0	0	20	11	0	3	3	0	8	45	0	0	0
桜井市	124	0	0	124	0	0	0	24	6	0	1	1	0	3	35	87	2	89
五條市	106	0	0	101	4	0	1	14	9	1	4	0	0	7	35	63	8	71
御所市	33	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	17	33
生駒市	24	0	0	24	0	0	0	9	7	0	7	0	0	1	24	0	0	0
香芝市	47	0	0	43	0	4	0	16	4	0	8	0	0	1	29	17	1	18
葛城市	67	0	0	52	0	0	15	9	6	0	2	0	0	0	17	31	19	50
宇陀市	43	0	0	42	0	0	1	4	3	0	0	0	0	1	8	35	0	35
市合計	801	0	2	733	9	10	51	176	72	2	68	6	0	60	384	283	134	417
山添村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平群町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三郷町	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
斑鳩町	13	0	0	13	0	0	0	5	3	0	2	0	0	3	13	0	0	0
安堵町	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
川西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三宅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原本町	8	0	0	5	3	0	0	3	4	0	0	1	0	0	8	0	0	0
曾爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明日香村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上牧町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
王寺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広陵町	9	0	0	7	0	0	2	3	2	0	1	0	0	1	7	0	2	2
河合町	10	0	0	8	0	0	2	0	0	0	1	0	0	8	9	0	1	1
吉野町	13	0	0	13	0	0	0	5	2	0	1	0	0	0	8	4	1	5
大淀町	23	0	0	23	0	0	0	6	0	0	0	0	0	2	8	9	6	15
下市町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十津川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡部計	96	0	0	70	3	0	23	22	11	0	5	1	0	14	53	25	18	43
市町村計	897	0	2	803	12	10	74	198	83	2	73	7	0	74	437	308	152	460
県機関全体	50	0	0	50	0	0	0	0	40	0	1	0	0	9	50	0	0	0
県全体	947	0	2	853	12	10	74	198	123	2	74	7	0	83	487	308	152	460

表 7-1-2 種類別の苦情 (新規受理) 件数の推移 (最近 5 年間)

(単位: 件)

年 度	典 型 7 公 害								典 型 7 公害 以外 の 苦 情	合 計
	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	小計		
平成 19 年度	217	157	82	8	154	3	0	621	539	1160
平成 20 年度	229	178	62	4	116	3	0	592	560	1152
平成 21 年度	248	164	85	9	123	3	0	632	528	1160
平成 22 年度	221	118	93	7	102	0	0	541	441	982
平成 23 年度	198	123	74	7	83	2	0	487	460	947

表 7-1-3 典型 7 公害の発生源別苦情 (新規受理) 件数 (平成 23 年度)

(単位: 件)

	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	合 計	
								件数	割合
焼 却 (施 設)	21	0	1	0	1	0	0	23	4.7%
産 業 用 機 械 作 動	6	1	10	1	2	0	0	20	4.1%
産 業 排 水	0	17	0	0	2	0	0	19	3.9%
流 出 ・ 漏 洩	1	48	0	0	7	1	0	57	11.7%
工 事 ・ 建 設 作 業	7	3	32	3	2	1	0	48	9.9%
飲 食 店 営 業	1	5	4	0	6	0	0	16	3.3%
カ ラ オ ケ	0	0	2	0	0	0	0	2	0.4%
移 動 発 生 源 (自動車・鉄道・航空機)	0	0	1	2	1	0	0	4	0.8%
廃 棄 物 投 棄	2	1	0	0	2	0	0	5	1.0%
家 庭 生 活	1	12	9	0	26	0	0	48	9.9%
焼 却 (野 焼 き)	152	0	0	0	8	0	0	160	32.8%
自 然 系	0	8	1	0	2	0	0	11	2.3%
そ の 他	5	8	9	1	16	0	0	39	8.0%
不 明	2	20	5	0	8	0	0	35	7.2%
合 計	198	123	74	7	83	2	0	487	

表7-1-4 奈良県公害審査会の処理事件の概要

(平成25年3月31日現在)

事 件 名	事 件 の 概 要	処 理 状 況
昭和56年(調)第1号事件 (昭和56年3月14日受付)	奈良市土地改良清美事業の第2工区について、施設が完成すると有害物質を含む排水により土壌、河川が汚染され、稲作被害等が予想されるので、当該事業の差し止めを求める。	平成5年4月5日 調停成立
昭和58年(調)第1号事件 (昭和58年6月30日受付)	西吉野村一般廃棄物最終処分場について、公害問題を防止する完全な方策がとられ、さらに無公害が確認され、かつ、申請人が事業の遂行に同意しない限り、現在中止している工事を再開せず、当該事業計画の中止を求める。	昭和61年11月8日 調停成立、一部取下
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年1月2日)	昭和58年(調)第1号事件への参加申立て	昭和61年11月8日 調停成立
平成元年(あ)第1号事件 (平成元年3月27日受付)	被申請人工場に設置されているプラスチック破砕機等の稼働及び駐車場に早朝から出入りする車の騒音、振動により、工場に隣接する申請人らは各種の生活妨害を受けているので、工場操業の差し止めを求める。	平成元年10月27日 あっせん打切り
平成2年(調)第1号事件 (平成2年10月29日受付)	本件ゴルフ場完成後、計画どおり農薬、化学肥料を使用した場合、申請人らはそれが原因の大気汚染、水質汚濁に暴露され、農薬等は飲料水や農作物を通じて人体に吸収されるので、本件ゴルフ場において農薬、化学肥料を使用しないことを求める。	平成4年1月25日 調停成立、一部取下
平成2年(調)第2号事件 (平成2年12月25日受付)	平成2年(調)第1号事件への参加申立て	〃
平成3年(調)第1号事件 (平成3年1月30日)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成3年(調)第2号事件 (平成3年3月18日)	〃	〃
平成3年(調)第4号事件 (平成3年7月8日受付)	〃	〃
平成3年(調)第5号事件 (平成3年9月2日受付)	〃	〃
平成3年(調)第6号事件 (平成3年9月12日受付)	本件産業廃棄物投棄場における水路の現状回復、農地への汚水及び土砂等の流出防止措置、流出した土砂の除去並びに流出する汚水の水質管理に万全を期し有害物質の流出がある場合はその除去のため必要な措置を講じることを求める。	平成5年3月26日 調停打切り
平成4年(調)第1号事件 (平成4年12月18日受付)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成6年(調)第1号事件 (平成6年3月14日受付)	本件処分場について安定5品目、自社物以外の産業廃棄物の投棄をしないこと、遮水シートの設置、申請人らの処分場への立入り等を認めるとともに、水質検査の結果についての書面を交付することを求める。	平成6年11月29日 調停成立
平成8年(調)第1号事件 (平成8年3月6日受付) 平成9年(調)第1号事件 (参加申立て) (平成9年2月24日受付)	本件処分場について、廃棄物の崩落防止のための危険防止措置をとるとともに、産業廃棄物を処分場から搬出撤去することを求める。	平成9年4月22日 調停打切り

事 件 名	事 件 の 概 要	処 理 状 況
平成11年（調）第1号事件 （平成11年11月24日受付）	本件処分場周辺の汚染土壌等の除去、コンクリート擁壁の撤去及び搬入廃棄物の撤去、コンクリート側溝の設置、飲料水の確保等を求める。	平成15年2月7日 調停成立
平成12年（調）第1号事件 （平成12年4月12日受付）	申請人所有の土地等に被申請人が不法に埋め立てた産業廃棄物の撤去を求める。	平成12年8月24日 取下
平成15年（調）第1号事件 （平成15年8月26日受付） 平成17年（調）第1号事件 （参加申立て） （平成17年4月20日受付）	本件焼却施設の建設等にかかる一切の資料を開示するとともに、施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、施設の操業を停止し、移転することを求める。	平成17年12月26日 調停成立
平成20年（調）第1号事件 （平成20年2月27日受付）	本件処分場の西側境界に設置したコンクリート側溝の原状回復、西側境界の明示、境界線西側でのボーリング調査、本件処分場の西側に所有する土地を産業廃棄物処分場として使用しないことを求める。	平成20年9月3日 取下
平成20年（り）第1号事件 （平成20年9月3日受付）	平成11年（調）第1号事件の義務履行勧告申出	

【環境用語の解説】

ア

ISO14001シリーズ ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構、本部: スイスのジュネーブ) は、1947年に設立された、電気関係を除く標準化のための非政府組織で、世界135か国が加盟している。

ISO14000シリーズは、ISOが作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格で、平成8年9月1日以降19の規格が発行されている。

アイドリング 自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NO_x等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

赤潮 プラクトンの大増殖により、水が赤褐色などの色になる現象をいう。赤潮などの発生は、しばしば魚介類の大量死をもたらし、漁業をはじめとする産業に多くの被害を与える。

悪臭 物質特有のにおいを持っている化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を規制物質として定めている。環境省では、現在指定されている悪臭物質以外の悪臭物質の追加指定についても調査検討を行っている。

アスベスト 石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。また、労働

安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで予防や飛散防止等が図られている。

イ

硫黄酸化物(SO_x) 石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミストなどの硫黄酸化物の総称。大気汚染の主役と考えられているものの大部分を占めている二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

一酸化炭素(CO) 主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。主な発生源は自動車であり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。

一般環境大気測定局 大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を常時監視している測定局のこと。

一般廃棄物 一般廃棄物とは、廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物であり、一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿等、さらにオフィス等から排出されるごみ(一般廃棄物)まで含まれる。一般廃棄物に関する事務は原則として市町村の事務とされている。

ウ

ウィーン条約 正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択され、88年9月に発効した。オゾン層を保護するために、5種の特定フロンと3種のハロンの生産量及び消費量の段階的削減、開発途上国に対する特別の

配慮などについて規定されている。わが国は1988年9月に加盟した。

上乘せ基準 汚濁物質等の排出の規制に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準よりも厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乘せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を広げるもの、規制対象項目を広げるもの（「横だし」と呼ばれる。）をも含めて使われる場合がある。

工

エコ・ステーション 電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充電設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

エコマーク 環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年2月にスタートした。メーカーや流通業者の申請を受けて、(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要。エコマークの許可された商品は、100%古紙のトイレットペーパーや流しの三角コーナー用の漉紙など、1992年5月現在で、2071製品にのぼっている。このようなマークはドイツ、北欧、カナダ、フランス、韓国、EC、オランダでも導入されている。

エコロジー 生物集団間及びそれを取りまく無機的環境との関連を研究する学問。日本語では「生態学」と訳される。エネルギーや物質循環などの環境要因もその研究対象とされ、最近で

は自然科学的分野のみならず、社会科学的分野及び人文科学的分野からのアプローチも求められており、生物学の一分野として捉えきれない学際的な学問領域として発展してきている。

オ

オキシダント(Ox) 大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により光化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに刺激を感じたり、頭痛がする。

汚染者負担の原則(PPP: Polluter Pays Principle) PPP: Polluter Pays Principleの欄を参照

オゾン層 地球上のオゾン(O₃)の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年、フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物(総称フロン)は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されてきたが、使用后、大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾン破壊する。

フロンと同様にオゾン破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、それに四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により増加する紫外線はUV-B(280~320nm)である。この紫外線はエネルギー量は少ないが、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。例えば白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などである。植物に対しても成長阻害、葉の色素の

形成阻害が起きる。

オゾン層保護法 正式には「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」という。1988年5月、わが国において、ウィーン条約及びモントリオール議定書の的確かつ円満な実施を確保するために制定された。

汚泥 工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみではなく、無機性のももの含む。

温室効果ガス 大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素（炭酸ガス）、フロン、メタンなどがある。

力

化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand） 水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。

拡大生産者責任 生産者は、製品の製造・流通・使用段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで環境負荷軽減の責任を負うという考え方。廃棄されてゴミになった商品のリサイクルや処理・処分費用は生産者が負担することになり、製品価格への上乗せも考えられるが、リサイクルしやすい製品や処理・処分時に環境負荷が低い製品開発が進み、より効率的で低コストな廃棄物処理が実現すると考えられる。英訳（Extended Producer Respon-

sibility）の頭文字を取ってEPRとも呼ばれる。

家電リサイクル 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は、家庭用電気機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機のリサイクルを義務づけている。機器の使用者は、その再商品化費用を「リサイクル券」の購入により負担し、製造業者等がその機器に使用していた資材の再商品化を実施する。

活性汚泥 多数の好気性（呼吸時に酸素を必要とする）細菌、原生動物などの生物を主体とする粘質の小片（フロック）を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈殿しやすいため下水の生物的処理に用いられる。

環境影響評価 開発行為が空気・水・土・生物等の環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策について、事前に予測と評価を行い、地域住民の意見を反映し、環境に与える影響を少なくするようにすることである。

環境基準 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められているものであり、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、ダイオキシン類について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が表れるというものではない。水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

環境基本法 環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。平成 5 年 11 月 19 日に公布・施行された。この環境基本法の制定により公害対策基本法は廃止された。「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的強調による地域環境保全の積極的推進」を 3 つの基本理念とし、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、諸施策等について記述されている。

環境教育・環境学習 自然と人間活動の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。

環境月間 昭和 48 年から、毎年、6 月 5 日からの 1 週間を「環境週間」としていたが、平成 3 年からは、6 月を「環境月間」として環境省、関係省庁、地方公共団体、民間団体等によって各種の普及啓発事業が行われている。

環境の日 環境基本法第 10 条において、6 月 5 日を「環境の日」とすることが定められている。この日は、国連の「世界環境デー」でもある。

環境マネジメントシステム（EMS） 組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、点検・是正を行い（Check）、見直す（Action）という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

キ

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により 1988 年 11 月に設置された。地球温暖化に対する化学的知見の

充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の方向などの検討を行っている。約 1000 人へのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1995 年 12 月に第二次評価報告書等をまとめ、地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

気候変動枠組条約 気候に対して危険な人為的な影響を及ぼさないような水準に、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度を安定化させることを目的として、地球温暖化に対する世界的な取組の枠組を設定するもの。地球サミット中に日本を含む 155 か国が署名。平成 6 年 3 月発効。

規制基準 工場等から排出される汚水、ばい煙及び発生する悪臭・騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められている。

規制地域 悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法においては、悪臭・騒音及び振動の発生を規制する地域を都道府県知事が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域は、公法上・行政上の規制を行うことにより、公害問題を公益的な見地から解決する必要があると認められる地域のことである。

京都議定書 平成 9 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された。先進国に温室効果ガスを削減する数値目標の達成を義務づけるとともに、国際的に協調して、目標を達成するための仕組みも導入した。

許容限度 自動車 that 一定条件で運行する場合に発生する騒音の大きさの限度。道路交通騒音低

減のための自動車単体への規制である。環境大臣が許容限度を定め、国土交通大臣は、車両の保全基準を定める法令・規制の中でこの限度値が守られるように考慮しなければならない。

近隣騒音 飲食店等の営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称している。特に生活騒音については、工場騒音等と異なり規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。

ク

グリーン購入 商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく『環境』の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

ケ

K値規制 大気汚染防止法において定められた硫黄酸化物を排出するばい煙発生施設に対する排出基準。これは、施設の排出口から排出された硫黄酸化物について、それが拡散したときの周辺の地上における濃度を考慮して排出基準を定めるものであり、 $q = K \times 10 - 3 \text{ He}^2$ という式で表される（ q ：硫黄酸化物の量、 K ：地域ごとに定められる値、 He ：補正された排出口の高さ）。

K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

コ

公害 環境基本法でいう「公害」とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害のことである。

公害防止管理者 「特定工場における公害組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者。事業内容が、①製造業、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業のいずれかの業種に属する特定工場を設置している者は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる公害防止管理者を選任しなければならない。

公害防止協定 公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業の間締結される協定。これは、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

光化学スモッグ 大気中の窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、アルデヒド類などの酸化性物質となるが、これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。

公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

こどもエコクラブ 地域において環境に関する活動を行う小・中学生のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するた

め、環境省が平成7年度から委託事業で始めた。



サ

再生紙 OA化の進行とともにオフィスから排出される紙ごみが増加し、焼却炉の過負荷が問題となっており、自治体や企業の中には古紙回収・再生紙利用を積極的に進めるところも出てきた。最近では、OA用の再生紙も出てきて、品質は向上してきているが、まだ問題は残っている。人手不足から回収業者が減ってきており、再生紙の利用を増やすには、効率的な古紙回収システムの整備等を進め、コストの低減を図ることが望まれている。

産業廃棄物 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定められた20種類をいう。産業廃棄物に関する事務は原則として都道府県及び政令で定める市の事務とされている。

産業廃棄物税 循環型社会の形成を目指し資源の有効利用を図り、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理を推進するために創設された法定外目的税。県では、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税している。税は民間事業者の排出抑制への取組支援、不法投棄撲滅等の適正処理の推進、その他循環型社会推進事業に役立っている。

酸性雨 化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常 pHが5.6以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

資源有効利用促進法 正式には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、旧「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正したもので、企業が回収した製品などを再利用するリサイクル対策強化と、廃棄物の発生を抑制するリデュース、製品や部品などを再利用するリユースの「3R」を新たに導入。使用後の廃棄量が多い製品について、省資源・長寿命化の設計・製造、修理体制の充実などを事業者が義務づけ、部品等の再使用が容易な製品設計・製造、使用済製品から取り出した部品の再使用、分別回収のための表示なども定めている。また、スラグ、汚泥等を削減するため、事業者が副産物の有効利用を促進し、計画的にリサイクルを行うように義務づけた。

自然公園 自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立っていることを目的としている。

わが国の自然公園は、公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公用制限を行う、いわゆる地域制の公園である。

指定文化財 文化財保護法などにより、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群のうち、とくに重要なもので保護の必要のあるものをいう。指定文化財は、現状の変更の規制を受け、その修理や管理についても、法・条例の規定により実施されることとなる。

自動車排出ガス測定局 「大気汚染防止法」に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

循環型社会 平成12年6月に、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。循環型社会とは、まず廃棄物等の発生が抑制され、次に循環資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）が促進され、及びやむを得ず廃棄物として処分するものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会から脱却し、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会への変換が求められている。

循環資源 廃棄物処理法に規定された廃棄物、及び収集、廃棄された物品、または人の活動に伴い副次的に得られた物品のうち、有用なもの。

浄化槽 生活排水のうち、し尿（水洗トイレ汚水）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の2種類があるが、平成13年度の浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになってきている。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、下水道の整備等と並んで、浄化槽の普及が求められている。

振動レベル 振動の加速度レベルに人体の振動感覚に近い周波数補正を加えた振動の大きさ。

単位はデシベル（dB）。振動はその方向によって人体への影響が異なるが、振動規制法では、公害の対象となる振動の周波数域では人体が鉛直方向の振動をより強く感じるとして、鉛直振動の大きさのみを規制対象としている。

新エネルギー 石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

森林環境税 多様な公益的機能を有する森林を県民全体の環境資源として保全するための新たな取組を推進するため、県民税の特例として平成18年4月から導入。県民税の超課税方式で徴収し、個人は年額500円、法人は現行の県民税均等割の税額の5%相当額が税額となる。

税の用途は、施業放置林を対象とした強度な間伐等の整備、荒廃している里山林の整備、森林育成への県民意識の醸成を図る森林環境教育の推進などである。

ス

水質総量規制 閉鎖性水域の水質環境基準を確保するために、排出される汚濁物質の総量を全体的に削減する制度。現在、対象となる閉鎖性水域は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域が指定されており、この3水域及びこれらに流入する河川等へ排出している事業所（工場や下水処理場など）が規制対象になっている。

総量規制で対象とする項目は、化学的酸素要求量（COD）・窒素・りんが指定されている。

水質総量規制基準 指定地域内事業場（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域の流域に立地する一定規模以上の事業場）から排出される汚濁負荷量について定める許容限度で、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について、業種ごとに知事が定める一定の濃度と工程排水の積から算定される。

水素イオン濃度（pH） 水（溶液）の酸性またはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。

セ

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand） 溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

生分解性プラスチック 微生物の働きによって水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのこと。生ゴミ袋やコップなどのコンポスト資材、マルチフィルムや育苗ポットなどの農業土木資材、生鮮食料品用トレーなどの食品包装容器にはすでに利用されている。今後はリサイクルの難しい分野への普及が期待されている。

ゼロ・エミッション（zero emission） 最終処分される廃棄物をゼロにしようとする試み。工場から排出される廃棄物の発生量を徹底的に減らし、リサイクルすることでゼロ・エミッションを達成すれば、環境に配慮している企業イメージをアピールできる。また、省資源・省エネルギーにつながるため、コスト削減のメリットがある。国連大学が1994年に提唱した研究構想。

ソ

騒音レベル 騒音の大きさ。単位はデシベル（dB）で、音圧レベルのうち、特に人間の聴覚に影響を与える周波数に重みをつけた補正（A特性補正という。）を行ったものを騒音レベルと呼ぶ。騒音測定値の正確性を期するため、騒音規制法では計量法に合格した騒音計の使用が定められている。

タ

ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには14種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2、3、7、8、-TCDDの毒性に換算し、毒性等量（TEQ）として表示される。

大腸菌群数 大腸菌のほとんどの種はひとの健康に有害なものではないが、これが多数存在する場合には、同時に赤痢菌、防疫菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。このことから、汚濁の有無の間接的指標として利用されている。

多量排出事業者「廃棄物処理法」及び「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱」において、①年間50トン以上の産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、②資本金4千万円以上の建設業者であって県内で工事を行うもの、③年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を発生

させる事業所を有する事業者、④許可病床数 150 床以上の病院を、多量排出事業者として規定。

チ

地球温暖化 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が1990年にまとめた報告は、21世紀中に全球平均表面気温は、1.4℃～5.8℃上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には9cm～88cm上昇するとともに、降水強度の増加、夏季の揚水、熱帯サイクロンの強大化などの異常気象が起きることにより、生態系や人間社会に対する影響を指摘している。

地球温暖化防止京都会議 (COP3) 気候変動枠組条約に基づき地球温暖化対策を進めるため、この条約を結んでいる国々が集まり、具体的な対策を協議している。1997年(平成9年)12月1日から11日まで京都で第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)が開催され、2008年から2012年までに、日本、アメリカ、EU(ヨーロッパ連合)など先進国(39カ国)全体で二酸化炭素、メタンなど6種類の温室効果ガスの総排出量(二酸化炭素換算)を1990年に比べ5%削減する京都議定書が採択された。

窒素酸化物 (NOx) 空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。このうち、二酸化窒素(NO₂)は高濃度で呼吸器に悪影響を与えるため、環境基準が設定されている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房器具など広範囲にわたる。発生時には、一酸化窒素(NO)が大部分を占めるが、大気中で一部が酸化され、二酸化窒素となる。そのため、大気汚染の原因物質としては、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物としている。広

くは、亜酸化窒素(N₂O)や硝酸ミスト(HNO₃)などが含まれる。

テ

低公害車 従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブリッド自動車・低燃費かつ低排出ガスガソリン車などをいう。低公害車普及は、地球温暖化対策や、大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されており、海外の動向ともあいまって今後は技術開発、制度面の整備が急速に進み、普及が拡大するものと思われる。我が国でも国土交通省、経済産業省、環境省が低公害車購入に対する補助、低公害車フェアの開催などの施策を行っている。

デポジット制度 製品本来の価格に容器の預かり金(deposit)を上乗せして販売し、容器を所定の場所に戻したときに預かり金を返却する制度。現在、ビール瓶や一升瓶などのガラス瓶容器は全国規模のデポジット制度が確立されている。

天然ガス自動車 都市ガスの原料である天然ガス(タクシーなどで使われているLPガスとは別のもの)を圧縮して積み込みエンジンに吹き込んで燃やす自動車。走行性能はガソリン車とほぼ同じだが、黒煙を全く出さず、窒素酸化物や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車である。現在、世界で約410万台の天然ガス自動車が使われている。

天然記念物 わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物(それらの存する地域を含む)であって、その保護保存を主務官庁から

指定されたもの。



登録文化財 建設後 50 年を経過し、現在、重要文化財等の指定を受けていない建築物・土木構造物（橋、ダム、堤防等）・その他の工作物を国の登録台帳に登録して保存を図るもの。登録文化財制度は、大幅な現状変更等に届出を必要とするだけで、所有者の自主的な保護に期待する制度であり、文化財を活用しながら保存していこうとする、やわらかな仕組みをいう。平成 8 年の文化財保護法の一部改正により導入された。

特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生するとして政令で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち機や削岩機、ショベルカーなどを使用する 8 種類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを使用する 4 種類の作業を指定している。

特定施設 水質汚濁防止法では、「人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのある程度の物質を含む汚水又は廃液を排出する施設であって政令で定めるもの」、騒音規制法・振動規制法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定めるもの」を特定施設と定めている。大気汚染防止法ではこれに相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設が定められている。工場又は事業場が特定施設等を設置しようとするときは、事前に都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

特定有害産業廃棄物 廃 PCB・PCB 汚染物・PCB 処理物、廃石綿等及び燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又はそれらを処分するために処理したものうち、

環境省令で定める有害物質等の基準に適合しないもの。3 ng-TEQ/g を超えるダイオキシン類を含む廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻、廃ガス洗浄施設の汚泥及びこれらを処分するために処理したもの。

特定有害物質 農用地の土壤に含まれることに起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質であって、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、政令で指定されたものをいう。現在、カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素及びその化合物が指定されている。

都市公園 都市公園法に定められた公園または緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。



パークアンドライド マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、電車等に乗り換えて（ライド）通勤等を行う方法。通勤等の目的で車を利用している人に対し、自宅の最寄り駅からは公共交通機関に転換させることにより、都心やその周辺部での交通混雑の緩和、交通公害の抑制や違法路上駐車削減を図ることを目的としている。特に、マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車し、電車に乗り換える場合をパークアンドレイルライドといい、マイカーを自宅の最寄りのバス停周辺の駐車場に駐車し、バスに乗り換える場合をパークアンドバスライドという。また、最寄り駅まで家族にマイカーで送ってもらい、最寄り駅から公共交通機関に乗り換えることをキスアンドライドという。

バーゼル条約 正式には「有害廃棄物の越境移動及びその規制に関するバーゼル条約」という。1989年3月、スイスのバーゼルでUNEPによって採択された。①有害廃棄物の越境移動の禁止、②自国内処分の原則、③越境移動の際の事前通報及び同意を得る義務、④違法な越境移動の際の再輸入措置、⑤開発途上国への技術協力について規定されている。

ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴って発生するいおう酸化物、ばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び政令で指定される有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物）の総称。

バイオマス バイオ（生物）・マス（体）のこと。樹木、草などがこれにあたる。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

排出基準 大気汚染防止法では、工場などのばい煙について排出基準が定められている。いおう酸化物については、着地濃度によってK値規制という特殊な形で規制される。ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出口における濃度について許容限度を定める。有害物質については、同じく排出口での濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を定める。有害物質のうち窒素酸化物については、特定地域について総量規制もある。また、ばいじん及び有害物質については、都道府県が条例により厳しい上乘せ基準を定めることができる。

排水基準 特定施設を設置する工場または事業場が、公共用水域に排水を出す場合、その排水に対して適用される基準。排水基準には、国が定めた基準（一律基準）と、都道府県がそ

の地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準（上乘せ基準）があり、基準違反に対しては罰則が課せられる。

ハイブリッド自動車 通常走行時はエンジンで走行し、停止・発進の際に余剰動力を発電機や油圧で回収・利用する自動車で、省エネルギー効果があるほか、NOxや黒煙の排出も低減されるという特徴がある。現在、ハイブリッドシステムのコンパクト化が進み、低公害車としての普及が進んできている。

パソコンリサイクル 資源有効利用促進法においてパソコンの回収、再資源化が製造業者に義務づけられている。平成15年10月以降販売された家庭系パソコンについては、リサイクル料金が価格に含まれ、それ以前のもの及び事務系パソコンについては、排出時にリサイクル料金を支払う。

フ

浮遊物質量（SS：Suspended Solids） 水中に懸濁している物質の量のことであり、数値が大きいほど、水質汚濁が著しい。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter） 浮遊粉じんのうち、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂塵、森林火災の煙、火山灰などがある。大気中に長時間滞留し、肺や器官に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。

フロン メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したフルオロカーボンの略称。大気中に放出、蓄積されたフロンが、太陽の紫外線によって分解された塩素元素を生じ、地球のオゾ

ン層を破壊する。様々な種類があり、従来からフロン11、12、113、114、115の5種類が特定フロンとされている。

粉じん 物の破碎や選別などの機械的処理により発生、又は飛散する物質。一般粉じんと特定粉じんとがあるが、特定粉じんとしてはアスベストのみが指定されている。



閉鎖性水域 地形等により水流の出入りが悪い内湾、湖沼等の水域をいう。



ポリ塩化ビフェニル（PCB） 絶縁性、不燃性等の特質を有する主に油状の物質であり、トランス、コンデンサ等の電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造は行われていない。

PCB廃棄物については、長期にわたり処分されていない状況にあるため、確実かつ適正な処理を推進することを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定（平成13年6月）され、環境事業団（平成16年4月1日より日本環境安全事業株式会社）による拠点処理施設（全国5ヶ所）の整備及び廃PCBの処理が進められている。



マニフェスト制度（システム） 廃棄物処理法では、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量や、処理業者名、取扱上の注意事項などを記載した「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、産業廃棄物の処理の流れを自ら把握、管理すると

もに、最終処分されたことを確認することとされている。これにより、不法投棄の防止など適正処理を確保することを目的にした制度のこと。新たに、電子情報を活用する電子マニフェスト制度も導入された。



モントリオール議定書 正式には「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」という。1987年9月、カナダのモントリオールで開かれた外交官会議で採択され、1989年1月に発効したオゾン層破壊物質に関する議定書。1989年5月、フィンランドのヘルシンキで開催された第1回締約国会合において、1999年末までに特定フロンを全廃するヘルシンキ宣言が採択された。わが国は1988年9月に加盟した。1996年の第7回締約国会合で、代替フロン（HCFC）等の規制の強化が図られることとなった。



要請限度 市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値がある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化していると認める時は、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音（振動）低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

容器包装リサイクル 容器包装リサイクル法*において家庭ごみの6割の容積を占める容器包装廃棄物の資源化及び減量化を図るため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、事業者には再資源化を義務づけている。県内すべての市町村が、何らかの形で容器包装廃棄物のリサイクルを行っている。（※容器包装に係る分別

収集及び再商品化の促進等に関する法律)

レ

溶存酸素 (DO : Dissolved Oxygen) 水中に溶解している酸素のこと。数値が小さいほど、水質汚濁が著しい。

ラ

ラムサール条約 正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。1972年2月、イランのラムサールで採択された。この条約は、水鳥の生息地として、国際的に重要な湿地とそこに生息する動植物の保全及び湿地の適正な利用を目的としている。わが国は1980年10月に加盟した。

リ

リサイクル (再利用 Recycling) 焼却してその熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルと、素材 (材料) として再利用するマテリアルリサイクル、熱あるいは化学反応により分解し、燃料又は化学原料として再利用するケミカルリサイクルがある。

ル

類型指定 環境基準は、地域の状況に応じて騒音の大きさが分けられている。この種類を類型といい、類型指定とは、都道府県知事が都市計画の用途地域等を参考としながら、それぞれの類型を当てはめる地域を指定することをいう。

水質汚濁の環境基準については、環境大臣又は都道府県知事が河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて水域類型 (ランク付け) をあてはめるが、この類型あてはめのために水域を指定することを類型指定という。

レッドデータブック 国際自然保護連合 (IUCN) が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリストや、生態、圧迫要因等を取りまとめた資料集。

わが国においても、環境庁 (現環境省) が専門家の協力を得て、1991年、「日本の絶滅のおそれのある野生生物 (レッドデータブック)」脊椎動物編と無脊椎動物編を、2000年に植物Ⅰ (維管束植物) と植物Ⅱ (維管束植物以外) を発刊し、その後2006年までに各分類群毎の改訂版を順次発刊している。

また、奈良県においても、県内各地域の自然特性を明らかにし、県民に郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15～19年度の5ヶ年間で作成作業をすすめている。

ワ

ワシントン条約 正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」という。1973年3月、アメリカのワシントンで採択され、1975年に発効した。ワシントン条約における規制とは、絶滅のおそれのある野生動植物約1,000種を、その程度に応じて、附属書のⅠ～Ⅲにリストイングし、政府の発給した許可証のないものは取り引きしないというものである。わが国は1980年8月に加盟した。

その他

NPO (民間非営利組織 Non-Profit Organization) 利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、利益を関係者に分配しない、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。

ボランティアは、「個人」に注目した言葉で、

NPO は、「団体」に注目した言葉。NPO 法人とは、「特定非営利活動法人」の通称で、特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁が認証した法人を呼ぶ。

PPP (Polluter Pays Principle) 汚染者負担の原則。汚染物質を排出している者は、それによって環境が汚染されることを防止するための費用を自らが負担すべきであるという考え方。

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれての移動量等を事業者の報告や推計に基づいて行政庁が把握し、集計し、公表する制度。

3 R (Reduce, Reuse, Recycle) 3 Rとは、リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse 再使用)、リサイクル (Recycle 再生利用) について、3つの頭文字をとって表したもの。

リデュースは、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。

リユースは、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。

リサイクルは、使用済みの製品等について、原材料等として再利用すること。

6つの「R」(Reduce, Reuse, Recycle, Refuse, Repair, Rental) リデュース、リユース、リサイクルの、いわゆる「3 R」にリフューズ、リペアー、レンタルの3つを加えた、6つの頭文字をとって表したもの。奈良県循環型社会構築構想において示されている。

リフューズは、ごみを増やすことになるものを受け取らないこと。

リペアーは、修理して同じ製品を長く使うこと。

レンタルは、買わなくても済むものを借りて済ますこと。

平成 25 年度版

2013

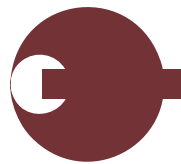
環 境 白 書

発行 奈良県景観・環境局環境政策課

〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL 0742-27-8502

FAX 0742-22-1668

E-mail kankyo@office.pref.nara.lg.jp



奈良県

景観・環境局環境政策課
〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県の環境情報サイト

エコなら 

<http://eco.pref.nara.jp>



奈良県エコキャラクター
「な～らちゃん」

☆この冊子は再生紙を使用しています



環境負荷が少ない
植物油インキを
使用しています